

岐阜県公報

号外(一) 平成二十七年三月二十四日

目次

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例	(財政課)	八
岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	九
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	九
岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例	(同)	四三
岐阜県個人情報保護条例等の一部を改正する条例	(法務・情報公開課)	四四
岐阜県行政手続条例の一部を改正する条例	(同)	四四
岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例	(同)	四四
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(税務課)	四五
岐阜県長良川球技場条例の一部を改正する条例	(市町村課)	四七
岐阜県長良川スポーツプラザ条例の一部を改正する条例	(スポーツ推進課)	四七
岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(同)	四七
(環境管理課、健康福祉政策課)		四八
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(自然環境保全課)	四九
岐阜県歯科技工士国家試験委員等設置条例の一部を改正する条例	(医療整備課、生活衛生課)	四九
岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例を廃止する等の条例	(保健医療課)	五〇

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) ときは翌日

平成二十七年三月二十四日

岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	五〇
岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	(高齢福祉課)	五三
岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	七一
岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	七一
岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	七三
岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	七四
岐阜県公契約条例	(労働雇用課)	七四
岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(産業技術課)	七五
岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	(同)	七五
岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	(農地整備課)	七五
岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(林政課)	七六
岐阜県宅地建物取引業審議会設置条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(都市政策課)	七六
岐阜県建築基準条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	七八
岐阜県教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	(同)	七八
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(教育総務課)	七九
岐阜県教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	(同)	八〇

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 (会 計 課) 八二

岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

施行条例等の一部を改正する条例 (生活安全総務課) 八三

岐阜県暴力団排除条例の一部を改正する条例 (組織犯罪対策課) 八三

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例 (条例第一号)

一 特別会計の設置根拠であった「小規模企業者等設備導入資金助成法」の廃止に伴い、中小企業者に対する設備の整備等に必要な資金の貸付けを区分経理するため、条例で岐阜県中小企業振興資金貸付特別会計を設置することとした。(本則関係)

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第二号)

一 岐阜県職員定数条例の一部改正

県職員の定数を三二一人減員することとした。(第二条関係)

(内訳)

1 増員するもの

(一) 美術館、現代陶芸美術館、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミー 六人

(二) 警察 二〇人

2 減員するもの

(一) 知事の事務部局 (情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員 (都市建築部) を除く。) 二人

(二) 議会の事務部局 一人

(三) 学校 五五人

二 岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正

市町村立学校職員の定数を八三人減員することとした。(第二条関係)

(内訳)

1 増員するもの

特別支援学校 一人

2 減員するもの

小学校及び中学校 九四人

三 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（条例第三号）

一 岐阜県人事委員会の平成二十六年一月九日付けの給与についての勧告に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。

1 単身赴任手当について、基礎額及び距離区分に応じた加算額の上限を引き上げることとした。（第二二条の七関係）

2 管理職員特別勤務手当について、管理職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合に支給することとした。（第一八条の二関係）

3 給料表について、世代間の配分を見直した国家公務員の俸給表の構造に準拠しつつ見直しを行うこととした。（別表第一、別表第五関係）

4 寒冷地手当について、新たな気象データに基づき支給対象地域を見直すこととした。（別表第六関係）

二 初任給調整手当について、獣医師に対し支給することとした。（第一〇条の二関係）

三 特殊勤務手当について、次のとおり改正することとした。（第二〇条関係）

1 警察職員が海上保安庁の船舶に乗り組んで行う外国船舶の警戒業務に従事した場合に、警察職員手当を支給することとした。

2 非常災害時等の緊急業務、修学旅行等引率指導業務、対外運動競技等引率指導業務及び部活動指導業務に従事した場合に支給する教育職員手当の支給上限額を引き上げることとした。

四 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例（条例第四号）

一 適正な行政運営の確保に関する事務を知事直轄組織から総務部へ移管することに伴い、知事直轄組織及び総務部の分掌事務を変更することとした。（第二条関係）

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県個人情報保護条例等の一部を改正する条例（条例第五号）

一 「独立行政法人通則法」の一部改正に伴い、次の条例について、所要の規定の整理を行うこととした。

1 岐阜県個人情報保護条例

2 岐阜県情報公開条例

3 岐阜県職員退職手当条例

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県行政手続条例の一部を改正する条例（条例第六号）

一 「行政手続法」の一部改正に鑑み、次の規定を整備するほか、所要の規定の整理を行うこととした。

1 行政指導の方式（第三三条関係）

行政指導をする際、県の機関が許認可や処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならないこととした。

(一) 権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(二) 権限を行使し得る要件

(三) (二)の要件に適合する理由

2 行政指導の中止等の求め（第三四条の二関係）

(一) 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（根拠規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、当該行政指導の中止その他必要な措置を求めることができることとした。

(二) (一)の求めがあった場合、当該県の機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該要件に適合しないと認料するときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととした。

3 処分等の求め（第三五条の二関係）

(一) 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（根拠規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと認料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとした。

(二) (一)の求めがあった場合、当該行政庁又は県の機関は、必要な調査を行い、必要があると認料するときは、当該処分又は行政指導をしなければならないこととした。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例(条例第七号)

一 消防団活動に協力する事業所を支援するため、事業税の課税の特例を次のように定めることとした。

1 基準日において、次の(一)から(三)までの要件を全て満たす法人又は個人として知事の認定を受けたものが行う事業に対する事業税の税額から当該税額の二分の一に相当する額(上限額一〇〇万円)(消防団加入割合が一〇分の一以上である法人又は個人として知事の認定を受けたものにあつては、二〇〇万円)を控除することとした。(第三条及び第四条関係)

(一) 県内の全ての事務所及び事業所が消防団協力事業所表示制度に基づく消防団協力事業所表示証の交付を受けていること。

(二) (一)に該当する事務所又は事業所に勤務する当該法人の常勤役員及び使用人(一定の者に限る。以下同じ。)(又は当該個人及びその使用人のうち、消防団員である者の数が一人以上であること。

(三) 県内の全ての事務所及び事業所において、消防団員が消防団活動を行うことにより、賃金、労働時間その他の労働条件について不利益な取扱いを受けることがないことを就業規則等に規定していること。

2 特例の適用対象は、次のとおりとすることとした。(第三条及び第四条関係)
(一) 法人 平成二十八年四月一日から平成三〇年三月三十一日までに終了する各事業年度の所得又は収入
(二) 個人 平成二十八年及び平成二十九年中の所得

二 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第八号)

一 市町村への権限移譲に伴い、次の分野における知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするために必要な事項を定めることとした。(別表第一及び別表第二関係)

1 保健・福祉関係(「高齢者の居住の安定確保に関する法律」三三項目)

2 商工・産業関係(「商工会議所法」一〇項目)

3 教育関係(「岐阜県文化財保護条例」三項目)

二 その他所要の規定の整理を行うこととした。

三 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県長良川球技場条例の一部を改正する条例(条例第九号)

一 岐阜県長良川球技場に第四駐車場を設けるとともに、その利用料金を指定管理者の収入として収受させることとした。(別表関係)

二 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

岐阜県長良川スポーツプラザ条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

一 スポーツを行う県民等を総合的に支援するため、スポーツ科学トレーニングセンターの機能を充実・強化し、その名称をスポーツ科学センターに変更することとした。(第一条、第二条及び別表関係)

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第一一号)

一 「土壌汚染対策法」の一部改正に伴い、指定調査機関指定申請手数料及び指定調査機関指定更新申請手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

二 「食品衛生法」の一部改正に伴い、食品衛生管理者養成施設登録申請手数料及び食品衛生管理者登録講習会登録申請手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

三 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」の一部改正に伴い、食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請手数料及び食鳥処理衛生管理者登録講習会登録申請手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

四 保健所及び保健環境研究所において行う衛生試験等に関する事務に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

五 「歯科技工士法」の一部改正に伴い、歯科技工士国家試験手数料を廃止することとした。(別表第一関係)

六 その他所要の規定の整理を行うこととした。

七 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第一二号)

一 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部を改正する法律の施行に伴い、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。

1 岐阜県税条例

- 2 岐阜県事務処理の特例に関する条例
 - 3 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例
 - 4 岐阜県指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例
- 二 この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行することとした。
- 岐阜県歯科技工士国家試験委員等設置条例の一部を改正する条例（条例第一三三号）
- 一 「歯科技工士法」の一部改正に伴い、次のとおり規定の整理を行うこととした。
 - 1 歯科技工士国家試験委員を廃止することとした。（第一条関係）
 - 2 1に伴い、題名を「岐阜県クリーニング師試験委員等設置条例」に改めることとした。
 - 二 「調理師法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
 - 三 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例を廃止する等の条例（条例第一四四号）
- 一 岐阜県精神保健福祉センターにおける診療所の廃止に伴い、次の条例の改廃を行うこととした。
 - 1 岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例の廃止
 - 2 岐阜県精神保健福祉センターにおける診療に係る使用料を廃止することとした。
 - 2 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正
 - 岐阜県精神保健福祉センターにおいて行う診断書等の交付に係る手数料を廃止することとした。（別表第一関係）
 - 二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第一五五号）
- 一 食品等の営業の施設の内外において公衆衛生上講ずべき措置の基準として、危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を実施する場合の基準を定めることとした。（第二条及び別表第一関係）
 - 二 公衆衛生上講ずべき措置の基準として、食品等事業者は、消費者等から健康被害が生じるおそれが否定できない食品等に関する情報を受けた場合は、知事へ速やかに報告することを義務付けることとした。（別表第一及び別表第二関係）
 - 三 この条例は、平成二十七年七月一日から施行することとした。
- 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第一六号）

- 一 「介護保険法」等の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備等を行うこととした。
 - 1 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
 - (一) 指定介護予防訪問介護事業所のサービス提供責任者の配置基準について、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置する等の要件を満たす場合は、利用者五〇人に対して一人以上に緩和することとした。（第六条関係）
 - (二) 指定介護予防通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に宿泊等の指定通所介護以外のサービスを提供する通所介護事業者は、当該サービスの内容を事前に知事に届け出ることとした。（第九五条関係）
 - (三) 市町村に移行することとされた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る基準を、所要の経過措置を定めた上で削除することとした。（第二章及び第七章関係）
 - (四) その他所要の規定の整備等を行うこととした。
 - 2 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
 - (一) 指定訪問介護事業所のサービス提供責任者の配置基準について、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置する等の要件を満たす場合は、利用者五〇人に対して一人以上に緩和することとした。（第六条関係）
 - (二) 指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に宿泊等の指定通所介護以外のサービスを提供する通所介護事業者は、当該サービスの内容を事前に知事に届け出ることとした。（第九三条及び第一〇九条関係）
 - (三) その他所要の規定の整備等を行うこととした。
 - 3 岐阜県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例
 - (一) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等の提出を求めさせることとした。（第一六条関係）
 - (二) その他所要の規定の整備等を行うこととした。

4 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(一) 地域密着型特別養護老人ホームの医師及び調理員、事務員その他の職員の数、サテライト型居住施設にこれらの職員を置かない場合は、地域密着型特別養護老人ホームの入所者数とサテライト型居住施設の入所者数とを合計した数を基礎として算出することとした。(第四五条関係)

(二) その他所要の規定の整理を行うこととした。

5 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例、岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、一の一を除き、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

一 岐阜県発達障害者支援センターを公の施設として岐阜市に設置することとした。(別表第一関係)

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第一八号)

一 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。

1 指定児童発達支援事業者は、障害児又は障害児が通う保育所等からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならないこととした。(第五二条関係)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において児童発達支援又は放課後等デイサービスを提供できるよう新たな基準を定めることとした。(第五五条の八関係)

3 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所における従業者の配置基準及び利用定員を新たに定めることとした。(第六七条及び第七〇条関係)

4 その他所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第一九号)

一 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、次のとおり所要の規定の整備を行うこととした。

1 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、生活介護又は短期入所を提供できるよう新たな基準を定めることとした。(第九三条及び第一〇六条関係)

2 指定共同生活援助事業所の利用者が、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護等を利用できる経過措置の期限を、平成二十七年三月三十一日から平成三〇年三月三十一日に延長することとした。(附則第三項及び第四項関係)

3 その他所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第二〇号)

一 岐阜県子育て支援対策臨時特例基金の存続期限を平成二十七年三月三十一日から平成二八年三月三十一日に延長することとした。(附則第二項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県公契約条例(条例第二一号)

一 公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的事項を定めることにより、その制度の適切な運用を図り、もって事業者等の経営の安定及び労働環境の整備、障がい者等の就業機会の確保その他の社会的責任を果たすための取組の促進に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)

二 基本理念
公契約は、その履行により提供されるサービス等の質を確保するとともに、事業者等の経営の安定により労働環境の整備その他の社会的責任を果たすための取組が促進されるよう、県及び事業者等がそれぞれの役割を果たすことを旨として締結され、及び履行されなければならないこととした。(第二三条関係)

三 県の責務
適切な公契約の締結及び公契約の適正な履行の確保のために必要な措置を講ず

るものとする。こととした。(第四条関係)

四 事業者等の責務

公契約に関わる者としての社会的責任を自覚し、契約を適正に履行するとともに、県が行う公契約に関する制度の適切な運用を図るための取組に協力するよう努めなければならないこととした。(第五条関係)

五 公契約に関する基本的事項を定めることとした。(第六条、第一〇条関係)

六 その他県が行う事項を定めることとした。(第一条、第二三条関係)

七 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二二二号)

一 産業技術センターにおいて行う工業試験等に関する事務について、低真空電子顕微鏡を使用して行う試験に係る手数料を新たに徴収するとともに、近年利用実績のない試験に係る手数料を廃止することとした。(別表第一関係)

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(条例第二二三号)

一 急傾斜地帯又は中山間地域において行う経営体育成基盤整備事業に係る分担金の額を引き下げることとした。(第四条関係)

二 保全合理化型のかんがい排水事業について、分担金を徴収する事業を施設整備事業に限ることとした。(第四条関係)

三 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例(条例第二二四号)

一 岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例の存続期限を平成二十七年六月三〇日から平成四一年六月三〇日に延長することとした。(附則第二項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二二五号)

一 「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」の一部改正に伴い、建替えマンション容積率制限特例許可申請手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

二 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書を添付する場合の長期優良住宅建築等計画等の認定の審査に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料を新たに徴収することとした。

(別表第一関係)

三 その他所要の規定の整理を行うこととした。

四 この条例は、三の一部を除き、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県宅地建物取引業審議会設置条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二二六号)

一 「宅地建物取引業法」等の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。

1 岐阜県宅地建物取引業審議会設置条例

所要の規定の整理を行うこととした。

2 岐阜県土木関係手数料徴収条例

(一) 宅地建物取引士証再交付申請手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

(二) その他所要の規定の整理を行うこととした。

二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。

岐阜県建築基準条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第二二七号)

一 「建築基準法」の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整備等を行うこととした。

1 岐阜県建築基準条例

(一) 木造の共同住宅における屋外への主要な出口の接道義務が免除される対象に、準耐火建築物と同等の耐火性能を有し、一定の防火措置を講じた共同住宅を加えることとした。(第二条関係)

(二) 木造の長屋の敷地内通路の設置義務が免除される対象に、準耐火建築物と同等の耐火性能を有し、一定の防火措置を講じた長屋を加えることとした。(第二条関係)

(第三条関係)

(三) 基準違反に係る罰則の対象に、設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した者を加えることとした。(第三条関係)

2 岐阜県土木関係手数料徴収条例

(一) 特定用途誘導地区内建築物高さ制限特例許可申請手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係)

(二) 次の手数料及び加算措置を廃止することとした。(別表第一関係)

- (1) 特定建築物計画認定手数料
 - (2) 建築確認申請等手数料における構造計算適合性判定加算措置
 - (3) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料における構造計算適合性判定加算措置
 - (4) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料における構造計算適合性判定加算措置
 - (三) その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - 二 この条例は、一、二は平成二十七年四月一日から、その他は平成二十七年六月一日から施行することとした。
- 岐阜県教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(条例第二八号)
- 一 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、教育長は、次の場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、職務に専念する義務を免除されることとするものとした。(第二条関係)
 - 1 県の教育行政の運営上、役員その他の地位に就くことが特に必要と認められる団体の役員その他の地位に就き、その事務を行う場合
 - 2 その他人事委員会規則で定める場合
 - 二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第二九号)
- 一 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。
 - 1 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
 - (一) 教育長の給料月額を、八〇万円から八五万円に引き上げることとした。(第二条関係)
 - (二) その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - 2 次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。
 - (一) 岐阜県各種委員等給与条例
 - (二) 岐阜県職員定数条例
 - (三) 岐阜県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例

	<ul style="list-style-type: none"> (四) 岐阜県職員等旅費条例 (五) 岐阜県教育委員会委員定数条例 (六) 岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例 二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。 <p>岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第三〇号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 運転免許試験手数料等の額を改定することとした。(別表第一関係) 二 「道路交通法」の一部改正に伴い、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る自動車運転等講習手数料を新たに徴収することとした。(別表第一関係) 三 この条例は、一は平成二十七年四月一日から、二は平成二十七年六月一日から施行することとした。 <p>岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例(条例第三一号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。 <ul style="list-style-type: none"> 1 岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 2 岐阜県地震防災対策推進条例 3 岐阜県家庭教育支援条例 二 この条例は、平成二十七年四月一日から施行することとした。 <p>岐阜県暴力団排除条例の一部を改正する条例(条例第三二号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 「少年鑑別所法」の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。 二 この条例は、「少年鑑別所法」の施行の日から施行することとした。
<p>条 例</p>	
<p>岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成二十七年三月二十四日</p> <p style="text-align: right;">岐阜県知事 古 田 肇</p>	

岐阜県条例第一号

岐阜県特別会計設置条例の一部を改正する条例

岐阜県特別会計設置条例(昭和三十九年岐阜県条例第五号)の一部を次のように改正する。

本則の表岐阜県介護人材確保対策特別会計の項の次に次のように加える。

岐阜県中小企業振興資金貸付特別会計	小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第五十七号)附則第三條の規定によりなお従前の例によることとされる同條の小規模企業者等設備導入資金貸付事業の実施に関する業務、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)第十五条第一項第三号及び第四号に規定する資金の貸付けに関する業務その他中小企業者に対する設備の整備等に必要な資金の貸付けに関する業務
-------------------	--

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務部局(情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。)の項中「四、一三七人」を「四、一三五人」に改め、同表美術館、現代陶芸美術館、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化ア

カデミーの項中「二〇四人」を「二〇一人」に改め、同表議会の事務部局の項中「二九人」を「二八人」に改め、同表学校の項中「五、四九四人」を「五、四三九人」に、「四、七二二人」を「四、六六七人」に改め、同表警察の項中「三、八九三人」を「三、九一三人」に、「三、四六九人」を「三、四八九人」に、「二五三人」を「二五四人」に、「二、〇三二人」を「二、〇四四人」に、「一、〇六五人」を「一、〇七一人」に改め、同表合計の項中「二四、一一七人」を「二四、〇八五人」に改める。

(岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校及び中学校の項中「二、〇一九人」を「二、九二五人」に、「二、四〇八人」を「二、三二六人」に改め、同表特別支援学校の項中「三九人」を「二五〇人」に、「一三三人」を「一四三人」に改め、同表合計の項中「二、一八九人」を「二、一〇六人」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、「第二号に掲げる職に係るものにあつては」の下に「採用の日から十五年以内、第三号に掲げる職に係るものにあつては」を、「(第一号)の下に」及び第二号を加え、同項第一号中「と人事

委員会が認める職員の職」を「職員の職として人事委員会規則で定めるもの」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 医療職給料表(二)の適用を受ける獣医師の職その他これに準ずる職員の職として
人事委員会規則で定めるもの
月額 三万円

第十二条の七第二項中「二万三千元」を「三万円」に、「四万五千元」を「七万円」に改める。

第十八条の二第一項中「基づき」を「より」に、「の規定に基づく」を「に規定する」に改め、「年末年始の休日等」の下に「次項において「週休日等」という。」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
第十八条の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第二十條第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 海上保安庁の船舶に乗り組んで行う外国船舶の警戒業務で人事委員会が定めるもの 勤務一日につき千五百円の範囲内で人事委員会が定める額

第二十條第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第四号中「二万二千八百円」を「一万六千円」に改め、同項第五号及び第六号中「三千四百円」を「四千二百五十円」に改め、同項第七号中「二千四百円」を「三千円」に改める。

第二十條の二第五項の表警察職員手当（前条第一項第二十五号に規定するものに限る。）の項中「前条第一項第二十五号」を「前条第一項第二十六号」に改める。

第二十五條の二第二項中「、第十二條の七」を削り、同條に次の一項を加える。
3 第十二條の七の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。
別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 (第四条関係)

行 政 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,200	191,300	228,300	263,500	290,700	322,000	367,300	413,800	465,200
	2	141,400	193,100	229,900	265,600	293,000	324,300	369,900	416,300	468,300
	3	142,600	195,000	231,600	267,600	295,300	326,600	372,500	418,800	471,400
	4	143,700	196,800	233,200	269,700	297,600	328,900	375,100	421,300	474,500
	5	144,800	198,400	234,800	271,700	299,600	331,200	377,300	423,200	477,500
	6	145,900	200,300	236,500	273,800	301,900	333,300	379,800	425,500	480,600
	7	147,100	202,100	238,200	275,900	304,200	335,500	382,300	427,700	483,700
	8	148,200	204,000	239,800	278,000	306,500	337,700	384,800	429,900	486,800
	9	149,300	205,700	241,400	280,100	308,700	339,900	387,400	432,000	489,500
	10	150,700	207,500	243,100	282,200	311,000	342,100	390,100	434,100	492,600
	11	152,100	209,400	244,700	284,300	313,300	344,300	392,800	436,200	495,600
	12	153,400	211,200	246,300	286,400	315,600	346,500	395,500	438,400	498,700
	13	154,700	212,600	248,000	288,400	317,800	348,500	397,900	440,200	501,400
	14	156,200	214,500	249,500	290,500	320,000	350,600	400,200	442,100	503,800
	15	157,800	216,300	251,000	292,600	322,200	352,700	402,500	444,100	506,100
	16	159,400	218,100	252,600	294,700	324,400	354,800	404,900	446,100	508,500
	17	160,700	219,800	254,100	296,700	326,500	356,700	406,800	447,900	510,800
	18	162,300	221,600	256,000	298,800	328,600	358,700	408,800	449,700	512,300
	19	163,800	223,300	257,900	300,900	330,700	360,700	410,700	451,500	513,800
	20	165,300	224,900	259,900	303,000	332,700	362,600	412,600	453,300	515,200
	21	166,700	226,600	261,600	305,100	334,800	364,700	414,500	455,100	516,300
	22	169,500	228,300	263,500	307,200	336,900	366,600	416,300	456,600	517,800
	23	172,100	230,000	265,400	309,300	339,000	368,600	418,200	458,100	519,300
	24	174,800	231,700	267,200	311,400	341,100	370,600	420,200	459,600	520,800
	25	177,500	233,200	269,200	313,300	342,700	372,500	422,000	461,000	522,000
	26	179,300	234,800	271,100	315,400	344,700	374,500	423,500	462,300	523,100
	27	181,000	236,300	273,000	317,500	346,700	376,500	425,100	463,600	524,300
	28	182,700	237,800	274,900	319,600	348,700	378,500	426,700	464,800	525,500
	29	184,300	239,200	276,600	321,600	350,500	380,100	428,300	465,800	526,600
	30	186,100	240,400	278,500	323,700	352,400	381,900	429,600	466,500	527,500
	31	187,900	241,600	280,400	325,800	354,300	383,700	430,900	467,300	528,400
	32	189,700	243,000	282,300	327,900	356,200	385,400	432,200	468,000	529,300
	33	191,300	244,300	284,000	329,500	358,100	387,200	433,400	468,700	530,100
	34	192,800	245,700	285,900	331,500	359,900	388,600	434,700	469,500	531,000
	35	194,400	247,000	287,800	333,600	361,700	390,200	436,000	470,200	531,700
	36	195,900	248,400	289,700	335,700	363,400	391,800	437,200	470,900	532,200
	37	197,200	249,500	291,400	337,600	364,900	393,300	438,400	471,400	532,900
	38	198,500	251,100	293,200	339,600	366,200	394,500	439,200	472,100	533,600
	39	199,900	252,700	295,000	341,600	367,600	395,700	440,000	472,800	534,400
	40	201,200	254,300	296,800	343,600	369,000	396,900	440,800	473,400	535,000
	41	202,500	255,700	298,600	345,500	370,500	397,900	441,400	473,900	535,500
	42	203,800	257,100	300,300	347,400	371,400	399,100	442,100	474,400	
	43	205,200	258,500	302,000	349,300	372,500	400,300	442,800	474,800	
	44	206,500	259,900	303,700	351,200	373,600	401,500	443,500	475,100	

	45	207,700	261,000	305,400	352,700	374,400	402,200	444,300	475,400
	46	209,000	262,400	307,100	354,200	375,300	402,900	445,100	
	47	210,400	263,800	308,800	355,700	376,200	403,600	445,700	
	48	211,700	265,200	310,500	357,200	377,100	404,300	446,400	
	49	212,800	266,500	311,700	358,900	378,100	404,900	446,800	
	50	213,900	267,700	313,300	359,700	378,900	405,600	447,300	
	51	215,100	269,000	314,900	360,900	379,700	406,100	447,700	
	52	216,200	270,300	316,500	361,900	380,500	406,600	448,100	
	53	217,400	271,400	318,200	362,800	381,200	406,900	448,500	
	54	218,400	272,600	319,800	363,900	381,900	407,200	448,900	
	55	219,400	273,900	321,400	364,900	382,600	407,500	449,300	
	56	220,500	275,200	323,000	366,000	383,300	407,800	449,600	
	57	221,300	276,300	324,500	366,900	383,800	408,100	449,900	
	58	222,300	277,400	325,700	367,600	384,400	408,500	450,400	
	59	223,200	278,500	326,900	368,300	385,100	408,800	450,700	
	60	224,200	279,600	328,100	369,000	385,800	409,100	451,000	
再任 用職 員以 外の 職員	61	225,100	280,800	328,900	369,500	386,200	409,400	451,300	
	62	226,100	281,800	329,800	370,100	386,900	409,700		
	63	227,100	282,800	330,600	370,800	387,500	410,000		
	64	228,100	283,800	331,400	371,500	388,100	410,300		
	65	228,800	284,600	332,300	371,800	388,600	410,600		
	66	229,800	285,500	332,700	372,500	389,200	410,900		
	67	230,900	286,400	333,500	373,200	389,800	411,200		
	68	232,000	287,300	334,300	373,900	390,400	411,500		
	69	232,800	288,300	335,100	374,300	390,800	411,700		
	70	233,600	289,100	335,800	374,900	391,300	412,000		
	71	234,400	289,900	336,500	375,600	391,900	412,300		
	72	235,300	290,700	337,200	376,200	392,500	412,600		
	73	236,100	291,500	337,700	376,600	392,800	412,800		
	74	236,800	292,000	338,300	377,200	393,100	413,100		
	75	237,500	292,500	338,900	377,900	393,500	413,400		
	76	238,200	293,000	339,500	378,500	393,900	413,600		
77	238,900	293,100	339,800	378,900	394,200	413,800			
78	239,700	293,500	340,300	379,400	394,500	414,100			
79	240,600	293,700	340,700	380,000	394,800	414,400			
80	241,400	294,100	341,200	380,500	395,100	414,600			
81	242,100	294,300	341,600	381,000	395,300	414,800			
82	242,800	294,500	342,100	381,600	395,600	415,100			
83	243,500	294,900	342,600	382,200	395,900	415,400			
84	244,200	295,200	343,100	382,600	396,100	415,600			
85	244,900	295,500	343,500	382,900	396,300	415,800			
86	245,600	295,800	343,900	383,300	396,600				
87	246,400	296,100	344,400	383,700	396,900				
88	247,100	296,500	344,800	384,100	397,100				
89	247,800	296,800	345,100	384,500	397,300				
90	248,300	297,200	345,500	385,000	397,600				
91	248,800	297,600	346,000	385,400	397,900				
92	249,300	298,000	346,400	385,800	398,100				

	93	249,600	298,100	346,600	386,100	398,300				
	94		298,400	347,000	386,600					
	95		298,800	347,500	387,000					
	96		299,200	347,900	387,400					
	97		299,400	348,000	387,700					
	98		299,700	348,500						
	99		300,100	349,000						
	100		300,500	349,300						
	101		300,700	349,600						
	102		301,000	350,000						
	103		301,400	350,400						
	104		301,700	350,800						
	105		301,900	351,300						
	106		302,200	351,700						
	107		302,600	352,100						
	108		302,900	352,500						
	109		303,100	353,000						
	110		303,500	353,400						
	111		303,900	353,700						
	112		304,200	354,000						
	113		304,300	354,500						
	114		304,600	354,900						
	115		304,900	355,200						
	116		305,300	355,500						
	117		305,500	356,000						
	118		305,700							
	119		306,000							
	120		306,300							
	121		306,700							
	122		306,900							
	123		307,200							
	124		307,500							
	125		307,900							
再任用職員		189,000	217,100	257,900	277,600	293,000	318,900	361,400	395,200	447,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条第1項に規定する職員を除く。

別表第二 (第四関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,400	179,300	206,400	247,000	293,300	321,200	350,500	386,400	428,700
	2	165,100	181,100	208,400	248,800	295,600	323,500	352,800	388,600	430,600
	3	166,900	183,000	210,500	250,600	297,900	325,800	355,100	390,800	432,500
	4	168,700	184,800	212,500	252,500	300,200	328,100	357,400	392,900	434,400
	5	170,200	186,700	214,600	254,200	302,200	330,400	359,500	394,800	435,800
	6	172,100	189,100	216,600	256,100	304,500	332,600	361,700	396,800	437,500
	7	174,000	191,400	218,600	257,800	306,800	334,900	363,900	398,800	439,100
	8	175,900	193,800	220,600	259,500	309,100	337,200	366,100	400,600	440,700
	9	177,600	196,000	222,700	261,000	311,200	339,200	368,100	402,500	442,300
	10	179,400	198,700	224,500	262,600	313,500	341,500	370,300	404,500	444,000
	11	181,100	201,200	226,400	264,100	315,800	343,800	372,500	406,600	445,700
	12	182,800	203,700	228,200	265,600	318,100	346,100	374,700	408,700	447,400
	13	184,800	206,200	230,200	267,300	320,100	348,200	376,800	410,400	448,600
	14	186,900	208,000	232,100	268,800	322,400	350,400	379,000	412,500	450,200
	15	189,100	209,900	234,000	270,100	324,700	352,600	381,200	414,600	452,000
	16	191,200	211,700	236,000	271,300	327,000	354,800	383,400	416,700	453,800
	17	193,500	213,600	237,600	272,500	329,000	357,000	385,200	418,500	455,400
	18	195,900	215,600	239,400	274,200	331,300	359,100	387,200	420,200	457,200
	19	198,300	217,500	241,300	275,700	333,500	361,200	389,300	421,900	459,000
	20	200,800	219,300	243,100	277,200	335,800	363,300	391,300	423,600	460,800
	21	203,300	221,100	244,700	278,700	337,900	365,500	393,200	425,300	462,400
	22	205,200	222,900	246,200	280,100	340,000	367,500	395,300	426,900	464,200
	23	207,000	224,700	247,500	281,700	342,100	369,600	397,400	428,400	465,900
	24	208,800	226,600	248,800	283,300	344,200	371,700	399,500	430,000	467,700
	25	210,800	228,300	250,100	284,600	346,200	373,600	401,200	431,300	469,100
	26	212,600	230,100	251,500	286,700	348,300	375,700	403,300	432,700	470,500
	27	214,500	231,800	253,000	288,900	350,400	377,800	405,400	434,300	472,000
	28	216,200	233,500	254,200	291,000	352,500	379,900	407,500	435,900	473,300
	29	218,100	235,000	255,500	293,200	354,700	381,900	409,100	437,200	474,500
	30	220,000	236,900	256,600	295,200	356,800	384,000	410,900	438,900	475,200
	31	221,800	238,700	258,100	297,200	358,900	386,100	412,600	440,600	475,900
	32	223,600	240,600	259,200	299,200	361,000	388,200	414,300	442,300	476,600
	33	225,400	241,900	260,300	301,100	362,700	390,100	416,100	443,700	477,000
	34	227,100	243,500	261,600	303,000	364,800	392,200	417,600	445,400	477,800
	35	228,800	244,900	262,900	304,900	366,800	394,300	419,200	447,100	478,500
	36	230,600	246,300	264,100	306,800	368,900	396,300	420,800	448,700	479,200
	37	232,100	247,700	265,200	308,600	370,900	398,000	422,200	450,100	479,700
	38	233,900	249,000	266,400	310,500	373,000	399,500	423,700	450,800	480,400
	39	235,800	250,300	267,600	312,400	375,100	400,800	425,200	451,500	480,900
	40	237,600	251,500	268,800	314,300	377,200	402,200	426,700	452,200	481,500
	41	239,000	252,900	270,000	316,200	379,200	403,500	428,300	452,600	482,000
	42	240,500	254,100	271,600	318,100	381,300	404,600	429,600	453,200	482,400
	43	241,800	255,400	273,200	320,000	383,400	405,600	430,900	453,900	482,800
	44	243,100	256,600	274,400	321,900	385,500	406,600	432,200	454,500	483,200
	45	244,400	257,800	275,700	323,800	387,200	407,800	433,100	455,200	483,500
	46	245,500	259,000	277,400	325,700	388,900	409,000	433,900	455,900	
	47	246,600	260,200	279,100	327,600	390,600	410,200	434,700	456,500	

	48	247,700	261,400	280,800	329,500	392,300	411,400	435,400	457,100
	49	248,700	262,500	282,600	331,100	393,800	412,700	435,800	457,700
	50	249,800	263,800	284,300	332,700	394,800	413,500	436,500	458,100
	51	251,100	265,000	286,000	334,400	395,800	414,300	436,900	458,400
	52	252,200	266,200	287,700	336,100	396,800	415,100	437,200	458,800
	53	253,400	267,400	289,100	337,800	398,100	415,600	437,500	459,200
	54	254,700	268,800	290,900	339,600	399,200	416,300	437,900	459,400
	55	255,800	270,300	292,700	341,400	400,300	417,000	438,200	459,700
	56	257,000	271,500	294,500	343,200	401,500	417,600	438,500	459,900
	57	258,200	272,800	296,100	344,500	402,800	418,300	438,800	460,300
	58	259,300	274,500	297,900	346,200	403,600	418,700	439,100	460,500
	59	260,300	276,200	299,700	347,900	404,400	419,300	439,400	460,700
	60	261,400	277,900	301,500	349,600	405,200	419,900	439,800	460,900
	61	262,500	279,500	303,100	351,300	405,700	420,400	440,100	461,300
	62	263,800	281,100	304,900	353,000	406,400	421,000	440,400	461,500
	63	265,000	282,700	306,700	354,700	407,100	421,500	440,700	461,700
	64	266,000	284,300	308,500	356,400	407,800	422,000	441,000	461,900
	65	267,300	285,700	310,000	358,100	408,100	422,400	441,300	462,300
	66	268,600	287,200	311,700	359,700	408,800	423,000	441,600	
	67	270,000	288,700	313,400	361,300	409,500	423,400	441,900	
	68	271,400	290,200	315,100	362,900	410,200	423,900	442,200	
	69	272,600	291,800	316,700	364,200	410,600	424,300	442,400	
	70	274,000	293,400	318,200	365,600	411,100	424,700	442,700	
	71	275,400	295,000	319,700	366,900	411,700	425,200	443,000	
	72	276,800	296,600	321,200	368,300	412,200	425,500	443,300	
	73	278,100	298,000	322,200	369,600	412,700	425,800	443,500	
	74	279,500	299,400	323,900	370,800	413,100	426,100	443,800	
	75	280,900	300,900	325,600	372,200	413,700	426,400	444,100	
	76	282,300	302,400	327,300	373,500	414,200	426,700	444,400	
	77	283,500	303,600	329,100	374,800	414,700	426,900	444,600	
	78	284,700	305,100	330,800	376,000	415,200	427,200	444,900	
	79	285,900	306,600	332,400	377,200	415,800	427,500	445,200	
	80	287,100	308,100	334,100	378,400	416,300	427,800	445,500	
	81	288,400	309,600	335,800	379,700	416,700	428,000	445,700	
	82	289,600	311,000	337,500	380,900	417,300	428,300	446,000	
	83	290,900	312,400	339,200	382,100	417,800	428,600	446,300	
	84	292,200	313,800	340,900	383,300	418,000	428,800	446,600	
	85	293,500	315,000	342,400	384,400	418,300	429,000	446,800	
	86	294,700	316,500	343,900	385,000	418,900	429,300		
	87	295,900	318,000	345,400	385,500	419,300	429,600		
	88	297,100	319,500	346,900	386,100	419,600	429,800		
	89	298,300	321,000	348,200	386,700	419,900	430,000		
	90	299,500	322,500	349,500	387,300	420,300	430,300		
	91	300,700	324,000	350,800	387,900	420,700	430,600		
	92	301,900	325,500	352,200	388,500	421,100	430,800		
	93	302,700	326,800	353,600	388,900	421,400	431,000		
	94	304,000	328,200	355,100	389,400	421,800			
	95	305,300	329,600	356,600	390,000	422,200			
	96	306,600	331,000	358,100	390,500	422,600			
	97	307,700	332,200	359,500	390,900	422,900			
	98	308,900	333,500	360,700	391,300				
	99	310,100	334,800	361,800	391,900				

再任職
以外
の
職員

100	311,300	336,100	363,000	392,400						
101	312,500	337,500	364,200	392,800						
102	313,600	338,500	365,300	393,300						
103	314,700	339,700	366,400	393,900						
104	315,800	340,900	367,600	394,400						
105	316,600	342,000	368,800	394,700						
106	317,200	343,100	369,400	395,200						
107	317,800	344,200	370,000	395,700						
108	318,500	345,300	370,600	396,000						
109	319,000	346,500	371,200	396,200						
110	319,500	347,500	371,700	396,700						
111	320,100	348,500	372,300	397,200						
112	320,700	349,500	372,800	397,700						
113	321,500	350,400	373,200	398,000						
114	322,200	351,300	373,600	398,500						
115	322,900	352,300	374,200	399,000						
116	323,700	353,300	374,700	399,500						
117	324,300	354,400	375,100	399,800						
118	325,100	354,900	375,600	400,300						
119	325,900	355,500	376,200	400,800						
120	326,700	356,100	376,700	401,300						
121	327,300	356,500	376,800	401,700						
122	327,700	356,900	377,400	402,200						
123	328,200	357,400	378,000	402,700						
124	328,700	357,800	378,400	403,200						
125	329,000	358,200	378,800	403,600						
126		358,600	379,300							
127		359,100	379,800							
128		359,500	380,300							
129		359,900	380,600							
130		360,300	381,100							
131		360,700	381,600							
132		361,100	382,100							
133		361,300	382,300							
134		361,800	382,800							
135		362,300	383,200							
136		362,600	383,700							
137		362,800	384,000							
138		363,200	384,500							
139		363,700	385,000							
140		364,200	385,500							
141		364,500	385,800							
142		365,000								
143		365,500								
144		366,000								
145		366,200								
再任用職員	243,600	255,500	259,800	291,800	308,600	323,000	347,100	383,000	415,200	

備考 この表は、警察法第56条第2項に規定する警察の職員たる警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三 (第四条関係)

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	167,700	211,100	272,700	321,500	409,700	720,000
	2	169,800	213,300	275,800	324,500	412,200	776,000
	3	171,800	215,600	278,800	327,800	414,600	834,000
	4	173,900	217,800	281,600	331,000	417,100	912,000
	5	175,900	220,000	284,600	334,400	419,600	984,000
	6	178,500	222,200	287,100	337,300	422,100	
	7	181,000	224,400	289,500	340,200	424,600	
	8	183,600	226,600	291,900	343,200	427,100	
	9	186,100	228,900	294,800	346,300	429,200	
	10	189,000	231,400	297,300	349,600	431,700	
	11	191,700	233,800	300,000	352,900	434,200	
	12	194,500	236,300	302,600	356,200	436,600	
	13	197,200	238,600	305,200	359,400	438,400	
	14	199,200	241,100	307,400	361,900	440,600	
	15	201,100	243,500	309,700	364,400	443,000	
	16	203,000	246,000	311,800	367,000	445,300	
	17	205,100	248,100	314,100	369,700	447,700	
	18	206,900	251,300	316,400	372,000	450,100	
	19	208,700	254,400	318,600	374,300	452,500	
	20	210,500	257,600	320,900	376,600	454,900	
	21	212,300	260,500	323,100	378,700	457,100	
	22	214,200	263,600	325,900	380,800	459,500	
	23	216,200	266,500	328,700	382,900	461,900	
	24	218,100	269,500	331,500	385,000	464,300	
	25	220,200	272,300	333,900	386,900	466,300	
	26	222,300	275,000	336,400	388,800	468,500	
	27	224,400	277,600	338,800	390,700	470,700	
	28	226,600	280,500	341,300	392,600	472,900	
	29	228,600	283,400	343,700	394,600	475,100	
	30	230,900	285,900	345,900	396,400	477,400	
	31	233,200	288,300	348,100	398,100	479,600	
	32	235,600	290,800	350,300	399,900	481,800	
	33	237,800	293,400	352,500	401,700	483,800	
	34	239,600	295,900	354,800	403,500	485,900	
	35	241,300	298,500	357,100	405,200	488,200	
	36	243,100	301,000	359,400	407,000	490,500	
	37	245,000	303,600	361,400	408,400	492,600	
	38	246,700	305,400	363,500	410,100	494,600	
	39	248,300	307,300	365,600	411,800	496,600	
	40	250,000	309,200	367,600	413,400	498,600	
	41	252,100	311,200	369,600	414,700	500,600	

	42	253,900	312,300	371,500	416,300	502,500
	43	255,400	313,300	373,300	417,900	504,400
	44	257,100	314,300	375,200	419,500	506,300
	45	258,900	315,300	377,200	420,900	508,200
	46	260,500	316,500	379,000	422,500	510,000
	47	262,200	317,700	380,700	424,100	511,800
	48	263,900	318,900	382,500	425,700	513,700
	49	265,400	319,900	384,400	427,200	515,400
	50	266,200	321,000	386,200	428,500	517,200
	51	267,000	322,100	388,000	429,800	519,000
	52	268,100	323,100	389,800	431,100	520,900
	53	268,800	324,200	391,100	431,900	522,700
	54	269,900	325,200	392,600	432,900	524,400
	55	270,700	326,300	394,100	433,800	526,100
	56	271,700	327,400	395,700	434,700	527,700
	57	272,800	328,500	397,100	435,600	529,300
	58	274,000	329,600	398,500	436,500	530,600
	59	275,200	330,700	400,000	437,500	531,900
	60	276,400	331,700	401,500	438,400	533,200
	61	277,400	332,800	402,800	439,300	534,400
	62	278,500	333,900	404,300	440,200	535,400
	63	279,600	335,000	405,800	441,300	536,400
	64	280,600	336,100	407,300	442,400	537,400
	65	281,600	337,000	408,300	443,200	538,100
	66	282,600	338,100	409,400	444,200	539,000
	67	283,700	339,200	410,500	445,200	539,900
	68	284,800	340,300	411,600	446,200	540,800
	69	285,700	341,200	412,600	447,200	541,700
	70	286,800	342,300	413,500	448,200	542,500
	71	287,900	343,400	414,400	449,200	543,200
	72	289,000	344,500	415,200	450,200	543,800
	73	289,900	345,100	416,000	451,200	544,500
	74	291,000	346,100	416,900	452,100	545,000
	75	292,100	347,100	417,700	453,000	545,800
	76	293,200	348,100	418,500	454,000	546,400
	77	294,000	349,200	419,200	454,800	546,900
	78	295,000	350,200	419,800	455,300	547,500
	79	296,000	351,200	420,200	456,000	548,100
	80	297,000	352,200	420,600	456,600	548,700
	81	298,100	353,200	420,900	457,400	549,400
	82	299,000	354,200	421,300	458,100	
	83	299,900	355,200	421,700	458,600	
	84	300,800	356,200	422,100	459,200	
	85	301,600	356,800	422,400	459,600	
	86	302,500	357,400	422,800	460,000	
	87	303,400	358,000	423,200	460,500	
	88	304,300	358,600	423,600	460,800	

再任職員以外の職員

89	304,900	359,300	423,900	461,100
90	305,500	359,700	424,400	461,500
91	306,200	360,100	424,800	461,900
92	306,900	360,600	425,100	462,200
93	307,600	361,100	425,400	462,500
94	308,200	361,500	425,800	462,900
95	308,800	362,000	426,100	463,200
96	309,400	362,500	426,400	463,500
97	310,100	363,100	426,700	463,800
98	310,700	363,600	427,100	464,200
99	311,300	364,100	427,400	464,500
100	311,900	364,600	427,700	464,800
101	312,300	365,000	428,000	465,100
102	312,600	365,500	428,400	
103	313,000	365,900	428,700	
104	313,400	366,400	429,000	
105	313,700	366,900	429,400	
106	314,100	367,300	429,800	
107	314,400	367,800	430,100	
108	314,700	368,300	430,400	
109	315,100	368,800	430,700	
110	315,400	369,300	431,000	
111	315,800	369,800	431,300	
112	316,200	370,200	431,600	
113	316,500	370,600	431,900	
114	316,900	371,000	432,200	
115	317,200	371,500	432,500	
116	317,600	371,900	432,800	
117	317,800	372,300	433,000	
118	318,100	372,700		
119	318,500	373,200		
120	318,900	373,700		
121	319,100	374,000		
122	319,400	374,400		
123	319,800	374,900		
124	320,200	375,200		
125	320,400	375,600		
126	320,600	376,100		
127	320,900	376,600		
128	321,300	377,000		
129	321,500	377,500		
130	321,800	378,000		
131	322,200	378,500		
132	322,500	379,000		
133	322,700	379,500		
134	323,000	380,000		

	135	323,400	380,500				
	136	323,600	381,000				
	137	323,700	381,500				
	138	323,900	382,000				
	139	324,200	382,500				
	140	324,500	383,000				
	141	324,900	383,500				
	142	325,200					
	143	325,500					
	144	325,800					
	145	326,200					
	146	326,500					
	147	326,800					
	148	327,100					
	149	327,500					
	150	327,800					
	151	328,100					
	152	328,300					
	153	328,600					
	154	328,900					
	155	329,200					
	156	329,500					
	157	329,800					
再任 用職 員		237,800	285,900	297,200	319,500	405,200	

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 教育職給料表 (二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,900	199,000	260,300	332,100	422,700
	2	155,400	200,700	262,900	334,400	424,500
	3	157,000	202,300	265,300	336,700	426,300
	4	158,500	204,100	267,900	339,000	428,100
	5	160,200	205,900	270,500	341,300	429,700
	6	162,200	207,600	272,900	343,600	431,300
	7	164,000	209,400	275,300	345,900	433,200
	8	165,800	211,000	277,600	348,200	435,100
	9	167,700	212,800	280,200	350,400	436,900
	10	169,800	214,800	282,600	352,600	438,700
	11	171,800	216,700	285,100	354,800	440,600
	12	173,900	218,600	287,500	357,000	442,500
	13	175,900	220,400	290,100	359,200	444,100
	14	178,200	222,400	292,200	361,200	446,000
	15	180,400	224,400	294,400	363,200	447,900
	16	182,600	226,500	296,600	365,300	449,800
	17	185,000	228,400	298,900	367,200	451,500
	18	187,600	231,200	301,600	369,200	453,300
	19	190,200	233,900	304,300	371,200	455,100
	20	192,700	236,700	307,000	373,200	456,900
	21	195,300	239,300	309,700	375,200	458,500
	22	197,000	242,200	312,400	377,200	460,300
	23	198,800	244,800	315,000	379,200	462,200
	24	200,500	247,600	317,700	381,100	463,900
	25	202,000	250,200	320,400	382,500	465,500
	26	203,700	252,800	322,800	384,400	467,200
	27	205,500	255,300	325,200	386,300	468,800
	28	207,100	257,900	327,600	388,200	470,400
	29	208,600	260,600	329,900	390,100	472,100
	30	210,400	263,100	331,900	392,100	473,600
	31	212,100	265,400	334,100	394,100	474,900
	32	213,800	267,700	336,300	396,100	476,300
	33	215,500	270,100	338,500	397,800	477,500
	34	217,300	272,400	340,700	399,500	478,200
	35	219,100	274,700	342,900	401,200	478,900
	36	221,000	276,900	345,100	403,000	479,600
	37	222,600	279,400	347,300	404,200	480,200
	38	224,400	281,400	349,500	405,700	480,900
	39	226,300	283,600	351,700	407,100	481,600
	40	228,100	285,700	353,900	408,600	482,300
	41	229,800	287,800	356,000	410,300	482,900
	42	231,600	290,400	358,100	411,700	483,600
	43	233,200	292,900	360,200	413,100	484,300

	44	234,800	295,400	362,300	414,700	485,000
	45	236,500	297,700	364,400	416,300	485,600
	46	238,000	300,300	366,500	417,600	486,300
	47	239,400	302,900	368,500	419,200	487,000
	48	240,800	305,600	370,600	420,800	487,700
	49	242,400	308,100	372,400	422,500	488,300
	50	243,900	310,600	374,300	423,900	
	51	245,300	313,100	376,300	425,500	
	52	246,800	315,600	378,300	427,100	
	53	248,200	317,900	380,300	428,700	
	54	249,500	320,100	382,100	430,200	
	55	250,900	322,300	383,900	431,800	
	56	252,400	324,500	385,700	433,400	
	57	253,800	326,800	387,200	434,900	
	58	254,900	329,000	388,900	436,400	
	59	256,200	331,200	390,600	437,700	
	60	257,600	333,300	392,300	439,100	
	61	258,900	335,500	393,600	440,400	
	62	260,400	337,700	395,000	441,700	
	63	261,800	339,900	396,400	443,000	
	64	263,300	342,100	397,700	444,200	
	65	264,700	344,100	399,100	445,500	
	66	266,400	346,300	400,400	446,700	
	67	268,000	348,500	401,800	447,900	
	68	269,700	350,700	403,200	449,100	
	69	271,200	352,700	404,600	450,400	
	70	272,700	354,800	405,900	451,600	
	71	274,200	356,900	407,300	452,800	
	72	275,700	359,000	408,700	454,000	
	73	276,800	360,800	410,000	455,100	
	74	278,200	362,700	411,400	455,700	
	75	279,600	364,700	412,800	456,200	
	76	281,000	366,600	414,200	456,700	
再任 用職 員以 外の 職員	77	282,400	368,600	415,300	457,200	
	78	283,600	370,300	416,600	457,800	
	79	284,800	372,000	417,900	458,300	
	80	286,000	373,700	419,300	458,800	
	81	287,300	375,200	420,600	459,300	
	82	288,500	376,700	421,900	459,900	
	83	289,700	378,200	423,100	460,400	
	84	290,900	379,700	424,400	460,900	
	85	292,100	380,800	425,500	461,400	
	86	293,300	382,200	426,700	462,000	
	87	294,500	383,600	427,900	462,500	
	88	295,700	385,000	429,000	463,000	
	89	296,900	386,300	430,000	463,500	

90	298,100	387,600	431,000
91	299,300	388,900	432,000
92	300,500	390,200	433,000
93	301,300	391,500	433,900
94	302,400	392,700	434,800
95	303,600	394,000	435,600
96	304,800	395,300	436,400
97	305,800	396,700	437,200
98	306,900	397,700	437,600
99	308,000	398,800	438,000
100	309,100	399,900	438,400
101	310,000	400,700	438,800
102	311,100	401,700	439,100
103	312,200	402,800	439,400
104	313,300	403,900	439,800
105	313,900	404,600	440,100
106	314,800	405,600	440,400
107	315,600	406,600	440,700
108	316,400	407,600	440,900
109	317,300	408,300	441,100
110	317,700	409,200	
111	318,200	410,100	
112	318,700	410,900	
113	319,300	411,400	
114	319,700	412,100	
115	320,200	412,800	
116	320,700	413,500	
117	321,300	414,100	
118	321,800	414,700	
119	322,300	415,100	
120	322,800	415,500	
121	323,300	415,900	
122	323,700	416,200	
123	324,200	416,500	
124	324,700	416,700	
125	325,300	416,900	
126	325,600	417,200	
127	325,900	417,500	
128	326,200	417,700	
129	326,500	417,900	
130	326,800	418,200	
131	327,100	418,500	
132	327,400	418,700	
133	327,600	419,000	
134	327,800	419,300	
135	328,000	419,600	
136	328,300	419,800	

	137	328,600	420,000			
	138	328,800	420,300			
	139	329,100	420,600			
	140	329,400	420,800			
	141	329,600	421,000			
	142	329,800				
	143	330,100				
	144	330,300				
	145	330,600				
	146	330,800				
	147	331,100				
	148	331,400				
	149	331,600				
	150	331,800				
	151	332,100				
	152	332,400				
	153	332,600				
再任用職員		236,200	277,300	306,600	335,200	421,000

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

八 教育職給料表 (三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,900	170,000	260,300	290,400	412,400
	2	155,400	172,100	262,900	293,100	413,900
	3	157,000	174,300	265,300	296,100	415,400
	4	158,500	176,500	267,800	298,800	416,900
	5	160,200	178,600	270,400	301,500	418,300
	6	162,200	180,800	272,900	303,900	419,800
	7	164,000	183,100	275,300	306,500	421,400
	8	165,800	185,300	277,600	309,100	423,000
	9	167,700	187,600	280,200	311,700	424,400
	10	169,800	190,500	282,600	314,600	425,800
	11	171,800	193,200	285,100	317,500	427,200
	12	173,900	196,000	287,500	320,400	428,600
	13	175,900	199,000	290,100	323,100	429,900
	14	178,200	200,700	292,200	325,400	431,300
	15	180,400	202,300	294,400	327,600	432,700
	16	182,600	204,100	296,600	329,900	434,100
	17	185,000	205,900	298,900	332,200	435,300
	18	187,600	207,600	301,600	334,500	436,600
	19	190,200	209,400	304,300	336,800	437,800
	20	192,700	211,000	307,000	339,100	439,100
	21	195,300	212,800	309,700	341,300	440,200
	22	197,000	214,800	312,400	343,600	441,500
	23	198,800	216,700	315,000	345,900	442,800
	24	200,500	218,600	317,700	348,200	444,100
	25	202,000	220,400	320,400	350,400	445,400
	26	203,600	222,400	322,800	352,300	446,600
	27	205,300	224,400	325,200	354,200	447,800
	28	206,800	226,500	327,600	356,100	448,900
	29	208,500	228,400	329,900	358,000	450,200
	30	210,300	231,200	331,900	359,900	451,000
	31	212,000	233,900	334,100	361,600	451,800
	32	213,700	236,600	336,300	363,500	452,700
	33	215,300	239,300	338,500	365,300	453,600
	34	217,000	242,200	340,600	367,000	454,100
	35	218,700	244,800	342,700	368,800	454,600
	36	220,500	247,600	344,800	370,600	455,100
	37	222,000	250,200	346,900	372,500	455,600
	38	223,700	252,800	348,900	374,100	456,100
	39	225,500	255,300	350,900	375,700	456,600
	40	227,200	257,900	352,900	377,300	457,100
	41	228,800	260,600	354,800	378,600	457,600
	42	230,500	263,100	356,600	380,100	458,100
	43	232,200	265,400	358,400	381,600	458,600

	44	233,800	267,700	360,200	383,100	459,100
	45	235,500	270,100	362,000	384,700	459,600
	46	237,100	272,400	363,700	386,300	460,100
	47	238,600	274,700	365,400	387,900	460,600
	48	240,000	276,900	367,000	389,500	461,100
	49	241,600	279,400	368,400	390,900	461,600
	50	243,100	281,400	370,000	392,400	
	51	244,700	283,600	371,700	393,900	
	52	246,000	285,700	373,400	395,400	
	53	247,300	287,800	375,000	396,600	
	54	248,800	290,400	376,500	397,900	
	55	250,100	292,900	378,000	399,000	
	56	251,500	295,400	379,500	400,100	
	57	252,900	297,700	381,000	401,600	
	58	254,100	300,300	382,400	402,800	
	59	255,300	302,900	383,800	404,100	
	60	256,600	305,600	385,200	405,400	
	61	258,100	308,100	386,100	406,700	
	62	259,500	310,600	387,300	407,700	
	63	260,800	313,100	388,500	409,100	
	64	261,800	315,600	389,700	410,500	
	65	262,900	317,900	390,800	411,700	
	66	264,500	320,100	392,000	412,800	
	67	266,100	322,300	393,000	414,000	
	68	267,600	324,500	394,100	415,200	
	69	269,300	326,800	395,300	416,200	
	70	270,800	329,000	396,300	417,400	
	71	272,300	331,200	397,400	418,600	
	72	273,800	333,300	398,600	419,800	
	73	274,900	335,500	399,600	420,500	
再任用職員以外の職員	74	276,200	337,700	400,700	421,300	
	75	277,500	339,900	401,800	422,000	
	76	278,800	342,100	402,900	422,500	
	77	280,200	344,000	403,800	422,800	
	78	281,400	345,900	404,800	423,200	
	79	282,600	347,800	405,800	423,600	
	80	283,800	349,700	406,800	424,100	
	81	285,100	351,500	407,600	424,400	
	82	286,200	353,300	408,400	424,800	
	83	287,400	355,100	409,200	425,200	
	84	288,600	356,900	410,000	425,500	
	85	289,600	358,300	410,700	425,800	
	86	290,600	360,000	411,500	426,200	
	87	291,600	361,700	412,200	426,600	
	88	292,600	363,300	412,900	426,900	
	89	293,700	364,800	413,500	427,200	

90	294,600	366,100	414,200	427,500
91	295,500	367,500	414,600	427,800
92	296,400	368,900	415,300	428,000
93	296,900	370,400	415,700	428,200
94	297,700	371,700	416,200	428,500
95	298,500	373,000	416,700	428,800
96	299,300	374,300	417,000	429,000
97	300,100	375,300	417,300	429,200
98	300,900	376,300	417,600	429,500
99	301,700	377,300	417,900	429,800
100	302,500	378,300	418,100	430,000
101	303,400	379,400	418,300	430,200
102	303,900	380,400	418,600	430,500
103	304,400	381,400	419,000	430,800
104	304,900	382,400	419,200	431,000
105	305,100	383,200	419,400	431,200
106	305,500	384,100	419,700	
107	305,800	385,000	420,000	
108	306,100	386,000	420,200	
109	306,300	386,900	420,400	
110	306,500	387,900		
111	306,800	388,900		
112	307,100	389,900		
113	307,300	390,500		
114	307,500	391,400		
115	307,700	392,300		
116	308,000	393,200		
117	308,300	394,000		
118	308,600	394,800		
119	308,900	395,600		
120	309,200	396,400		
121	309,300	396,900		
122	309,500	397,700		
123	309,800	398,400		
124	310,100	399,100		
125	310,300	399,800		
126		400,500		
127		401,000		
128		401,600		
129		402,300		
130		402,900		
131		403,600		
132		404,100		
133		404,400		
134		404,700		
135		405,000		
136		405,300		

	137		405,600			
	138		405,900			
	139		406,200			
	140		406,500			
	141		406,800			
	142		407,100			
	143		407,400			
	144		407,700			
	145		407,900			
	146		408,200			
	147		408,600			
	148		408,800			
	149		409,000			
再任 用職 員		227,300	274,100	301,600	328,400	410,800

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

ニ 教育職給料表 (四)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	176,900	212,300	272,700	346,200	483,900
	2	179,600	214,500	275,800	349,500	486,100
	3	182,200	216,600	278,800	352,800	488,300
	4	185,000	218,700	281,600	356,100	490,500
	5	187,700	220,700	284,600	359,300	492,400
	6	190,600	222,800	287,200	361,800	494,400
	7	193,400	225,000	289,700	364,300	496,400
	8	196,400	227,000	292,200	366,900	498,400
	9	199,400	229,200	294,900	369,600	500,300
	10	202,400	231,700	297,500	371,900	502,300
	11	205,400	234,100	300,200	374,200	504,300
	12	208,300	236,600	302,800	376,500	506,300
	13	211,100	238,800	305,200	378,700	508,000
	14	212,800	241,200	307,400	381,200	509,800
	15	214,600	243,500	309,700	383,700	511,600
	16	216,300	245,900	311,800	386,200	513,500
	17	218,000	248,200	314,300	388,400	515,300
	18	219,900	251,400	317,000	390,800	517,100
	19	221,700	254,500	319,600	393,200	518,900
	20	223,400	257,700	322,300	395,600	520,800
	21	225,400	260,500	324,800	398,100	522,500
	22	227,300	263,600	327,900	400,700	524,100
	23	229,300	266,500	331,000	403,400	525,800
	24	231,400	269,500	334,100	406,100	527,400
	25	233,200	272,300	337,200	408,700	528,900
	26	235,200	275,000	340,200	411,200	530,300
	27	237,300	277,600	343,100	413,700	531,700
	28	239,300	280,500	346,100	416,200	533,100
	29	241,200	283,400	349,000	418,500	534,200
	30	243,100	285,700	351,600	421,000	535,200
	31	245,100	287,900	354,200	423,500	536,200
	32	247,200	290,200	356,800	425,900	537,200
	33	249,000	292,500	359,400	427,900	537,900
	34	251,000	294,800	361,600	430,300	538,800
	35	253,000	297,100	363,900	432,700	539,700
	36	254,900	299,300	366,200	435,100	540,600
	37	256,600	301,400	368,500	437,200	541,400
	38	258,400	303,300	370,700	439,500	542,300
	39	260,000	305,300	373,000	441,900	543,000
	40	261,800	307,300	375,300	444,200	543,500
	41	263,600	309,300	377,600	446,600	544,200
	42	264,800	311,700	379,700	449,000	544,900
	43	265,900	314,100	381,800	451,400	545,600
	44	267,000	316,500	383,900	453,800	546,100
	45	268,300	318,700	385,700	455,900	546,600
	46	269,300	321,100	387,700	457,900	547,300

	47	270,300	323,500	389,700	460,100	547,900
	48	271,200	326,000	391,700	462,300	548,500
	49	272,200	328,500	393,300	464,600	549,100
	50	272,900	330,900	395,100	466,800	
	51	273,900	333,200	396,900	469,100	
	52	274,900	335,600	398,700	471,400	
	53	275,800	337,900	399,900	473,300	
	54	276,900	339,900	401,500	475,000	
	55	277,900	341,900	403,200	476,700	
	56	279,000	343,900	404,900	478,500	
	57	280,000	345,800	406,400	480,100	
	58	281,400	347,800	408,100	481,200	
	59	282,800	349,800	409,800	482,300	
	60	284,200	351,800	411,400	483,400	
	61	285,400	353,700	412,700	484,400	
	62	286,800	355,600	414,300	485,500	
	63	288,200	357,500	415,900	486,600	
	64	289,500	359,400	417,500	487,700	
	65	290,700	361,200	418,900	488,700	
	66	292,000	363,100	420,000	489,800	
	67	293,300	365,000	421,000	490,800	
	68	294,600	366,800	422,000	491,900	
	69	296,000	368,500	423,000	492,800	
再任 職員以 外の 職員	70	297,100	370,300	424,000	493,900	
	71	298,200	372,100	425,100	494,900	
	72	299,200	373,900	426,100	496,000	
	73	300,400	375,400	426,800	497,000	
	74	301,500	377,000	427,600	498,100	
	75	302,600	378,700	428,600	499,100	
	76	303,700	380,400	429,600	500,100	
	77	304,400	382,000	430,600	501,000	
	78	305,400	383,700	431,600	501,900	
	79	306,400	385,400	432,600	502,800	
	80	307,400	387,000	433,600	503,700	
	81	308,200	388,500	434,300	504,500	
	82	309,100	390,100	435,200	505,300	
	83	310,000	391,600	436,100	506,100	
	84	310,900	393,200	436,900	506,900	
	85	311,700	394,300	437,800	507,300	
	86	312,400	395,600	438,600	508,100	
	87	313,300	397,000	439,400	508,900	
	88	314,200	398,300	440,300	509,700	
	89	315,100	399,800	440,900	510,400	
	90	315,900	401,000	441,400	511,200	
	91	316,700	402,100	442,000	511,900	
	92	317,500	403,300	442,400	512,300	
	93	318,200	404,100	442,900	512,900	
	94	318,900	405,200	443,400	513,500	
	95	319,600	406,300	443,900	514,000	
	96	320,300	407,300	444,400	514,500	

97	320,700	408,300	444,600	514,900	
98	321,100	409,300	445,100		
99	321,500	410,300	445,400		
100	321,900	411,300	445,700		
101	322,300	411,900	446,000		
102	322,700	412,900	446,300		
103	323,000	413,900	446,600		
104	323,400	414,900	446,900		
105	323,900	415,500	447,100		
106	324,300	416,300	447,400		
107	324,800	417,100	447,700		
108	325,300	417,700	447,900		
109	325,700	418,200	448,100		
110	326,200	418,600	448,400		
111	326,600	419,000	448,700		
112	327,100	419,300	448,900		
113	327,400	419,500	449,100		
114	327,900	419,800			
115	328,300	420,100			
116	328,800	420,400			
117	329,100	420,600			
118	329,500	420,900			
119	330,000	421,200			
120	330,500	421,400			
121	330,700	421,600			
122	331,100	421,900			
123	331,600	422,200			
124	332,000	422,400			
125	332,200	422,600			
126	332,500				
127	333,000				
128	333,500				
129	333,700				
130	334,100				
131	334,600				
132	335,000				
133	335,200				
134	335,600				
135	336,100				
136	336,400				
137	336,700				
138	337,100				
139	337,500				
140	337,900				
141	338,400				
再任用職員	250,200	296,700	314,400	380,600	475,800

備考 この表は、専修学校のうち人事委員会の指定するものに勤務する校長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 (第四條關係)

研 究 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,300	190,800	279,500	333,600	393,400
	2	141,500	193,300	281,900	335,800	396,300
	3	142,700	195,800	284,500	338,000	399,200
	4	143,800	198,200	287,000	340,200	402,000
	5	144,900	200,800	289,500	342,100	404,300
	6	146,200	203,100	291,700	344,200	407,100
	7	147,600	205,500	294,000	346,300	409,900
	8	148,900	207,700	296,200	348,400	412,600
	9	150,000	209,900	298,500	350,500	415,300
	10	151,800	212,200	301,300	352,600	418,100
	11	153,400	214,600	304,100	354,700	420,900
	12	155,000	216,900	306,900	356,800	423,700
	13	156,500	219,100	309,500	358,900	426,400
	14	158,500	221,600	312,300	360,800	429,200
	15	160,400	224,000	315,000	362,700	432,000
	16	162,500	226,500	317,800	364,700	434,800
	17	164,300	228,800	320,400	366,600	437,300
	18	166,500	231,700	322,700	368,500	439,900
	19	168,800	234,600	325,000	370,500	442,500
	20	170,900	237,600	327,300	372,500	445,100
	21	173,200	240,100	329,600	374,200	447,700
	22	175,600	242,800	331,600	376,200	450,300
	23	178,000	245,500	333,600	378,200	452,900
	24	180,300	248,300	335,700	380,100	455,500
	25	182,400	251,000	337,900	381,700	457,800
	26	184,600	253,500	339,800	383,500	460,200
	27	186,700	255,900	341,700	385,400	462,800
	28	188,900	258,400	343,600	387,300	465,300
	29	190,900	261,100	345,600	389,200	467,700
	30	192,700	263,400	347,300	391,200	470,300
	31	194,600	265,500	349,000	393,200	472,900
	32	196,300	267,700	350,700	395,200	475,500
	33	198,100	269,700	352,100	396,900	477,800
	34	200,100	271,800	353,600	398,700	480,300
	35	202,000	274,100	355,100	400,300	482,800
	36	204,000	276,100	356,600	402,100	485,300
	37	205,700	278,100	358,000	403,400	487,700
	38	207,600	279,700	359,400	404,900	490,200
	39	209,600	281,200	360,800	406,300	492,600
	40	211,500	282,800	362,200	407,700	495,100
	41	213,400	284,300	363,100	409,100	497,400
	42	215,400	285,500	364,300	410,500	499,700
	43	217,300	286,600	365,600	412,000	501,900
	44	219,200	287,800	366,800	413,600	504,200
	45	221,000	288,700	368,000	415,000	506,000
	46	223,000	290,000	369,200	416,400	507,600

再任
職員以
外の
職員

47	224,800	291,300	370,500	418,000	509,200
48	226,700	292,600	371,800	419,600	510,700
49	228,400	294,000	372,900	420,800	512,400
50	230,200	295,300	374,200	422,300	513,900
51	232,100	296,600	375,500	423,800	515,300
52	233,800	297,800	376,800	425,300	516,800
53	235,400	298,900	377,500	426,700	518,000
54	237,300	300,100	378,500	428,100	519,200
55	239,100	301,400	379,500	429,500	520,400
56	240,700	302,700	380,500	430,900	521,600
57	242,400	303,800	381,400	432,000	522,600
58	243,700	305,000	382,200	433,300	523,600
59	244,900	306,200	382,900	434,700	524,600
60	246,000	307,400	383,600	436,000	525,600
61	247,300	308,500	384,200	436,800	526,700
62	248,500	309,600	384,900	437,700	527,600
63	249,600	310,700	385,800	438,700	528,300
64	250,800	311,800	386,700	439,600	529,000
65	252,000	312,900	387,400	440,500	529,800
66	253,400	314,000	388,200	441,400	530,600
67	254,600	315,100	389,000	442,200	531,400
68	255,600	316,200	389,800	443,000	532,200
69	256,800	317,300	390,400	443,400	533,000
70	258,300	318,400	391,100	444,000	533,800
71	259,800	319,500	391,800	444,500	534,600
72	261,300	320,600	392,500	445,000	535,400
73	262,700	321,400	393,200	445,500	536,200
74	264,100	322,500	393,800	446,100	
75	265,500	323,600	394,500	446,600	
76	266,900	324,700	395,200	447,100	
77	267,900	325,800	395,900	447,600	
78	269,100	326,800	396,500	448,200	
79	270,400	327,800	397,100	448,700	
80	271,700	328,800	397,700	449,200	
81	273,100	329,900	398,300	449,700	
82	274,400	330,700	399,000	450,300	
83	275,700	331,400	399,600	450,800	
84	277,000	332,200	400,100	451,300	
85	278,200	332,800	400,600	451,800	
86	279,400	333,300	401,100		
87	280,700	333,800	401,600		
88	282,000	334,300	402,300		
89	283,000	334,600	402,700		
90	284,200	335,100	403,200		
91	285,400	335,600	403,700		
92	286,600	336,100	404,400		
93	287,700	336,400	404,800		
94	288,700	336,800	405,300		
95	289,700	337,300	405,800		
96	290,700	337,800	406,500		

	97	291,300	338,400	406,900		
	98	292,200	338,900	407,400		
	99	293,100	339,400	407,900		
	100	294,000	339,900	408,600		
	101	294,900	340,400	409,000		
	102	295,600	340,900			
	103	296,300	341,400			
	104	297,000	341,900			
	105	297,800	342,400			
	106	298,300	342,800			
	107	298,800	343,300			
	108	299,300	343,800			
	109	299,500	344,300			
	110	299,900	344,700			
	111	300,200	345,200			
	112	300,500	345,600			
	113	300,800	346,100			
	114	301,100	346,500			
	115	301,400	347,000			
	116	301,700	347,400			
	117	302,000	347,900			
	118	302,400	348,300			
	119	302,800	348,800			
	120	303,200	349,200			
	121	303,500	349,600			
再任用職員		219,400	261,400	286,700	329,900	389,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

口 医療職給料表 (二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	145,200	183,900	219,800	246,700	281,200	330,000	376,100
	2	146,700	185,500	221,400	248,200	283,400	332,100	378,800
	3	148,100	187,100	223,000	249,500	285,600	334,300	381,500
	4	149,500	188,800	224,600	250,900	287,800	336,500	384,200
	5	150,700	190,300	226,000	252,200	290,000	338,600	386,700
	6	152,600	191,900	227,700	253,600	292,200	340,800	389,400
	7	154,300	193,600	229,200	254,900	294,400	343,000	392,100
	8	156,000	195,100	230,800	256,200	296,600	345,200	394,800
	9	157,800	196,700	232,400	257,600	298,600	347,200	397,000
	10	159,500	198,400	233,900	258,700	300,800	349,400	399,300
	11	161,200	200,100	235,300	259,900	303,000	351,600	401,500
	12	163,100	201,800	236,800	261,100	305,200	353,800	403,800
	13	164,600	203,400	238,600	262,400	307,400	355,500	405,900
	14	166,500	205,100	240,000	264,200	309,500	357,500	407,900
	15	168,600	206,700	241,300	265,800	311,600	359,500	410,000
	16	170,500	208,300	242,800	267,400	313,700	361,500	412,200
	17	172,400	209,900	244,100	269,100	315,900	363,500	414,000
	18	174,400	211,600	245,400	271,000	318,000	365,600	416,000
	19	176,200	213,300	246,700	272,900	320,100	367,600	418,000
	20	178,200	215,000	248,100	274,800	322,200	369,700	420,200
	21	180,100	216,400	249,500	276,600	324,200	371,500	422,000
	22	181,600	217,900	250,600	278,500	326,200	373,600	423,600
	23	183,200	219,300	251,800	280,400	328,200	375,700	425,200
	24	184,700	220,800	253,100	282,300	330,200	377,800	426,800
	25	186,300	222,300	254,300	284,100	332,200	379,300	428,300
	26	187,800	223,700	255,900	286,000	334,200	381,100	429,600
	27	189,400	225,100	257,400	287,900	336,200	382,900	430,900
	28	190,800	226,500	259,000	289,800	338,200	384,700	432,200
	29	192,400	228,000	260,600	291,800	339,900	386,500	433,500
	30	193,800	229,400	262,400	293,700	341,700	388,000	434,700
	31	195,100	231,000	264,200	295,600	343,500	389,700	435,900
	32	196,400	232,500	266,000	297,500	345,300	391,400	437,000
	33	197,800	234,000	267,500	299,300	347,100	392,700	438,200
	34	199,300	235,400	269,300	301,100	349,000	394,000	439,400
	35	200,700	236,600	271,100	302,900	350,900	395,300	440,700
	36	202,100	238,000	272,900	304,700	352,800	396,600	441,900
	37	203,200	239,500	274,400	306,300	354,600	397,700	443,100
	38	204,600	240,800	276,100	308,000	356,300	398,900	443,900
	39	205,900	242,200	277,800	309,700	358,000	400,000	444,500
	40	207,200	243,600	279,500	311,400	359,700	401,200	445,300
	41	208,400	244,900	281,200	313,200	360,900	402,000	445,800
	42	209,700	246,300	282,900	314,900	362,100	402,800	446,200
	43	210,900	247,700	284,600	316,600	363,300	403,600	446,600

別表第五口の表及び八の表を次のように改める。

	44	212,100	248,800	286,300	318,300	364,500	404,400	447,000
	45	213,300	250,000	288,000	319,500	365,700	404,800	447,400
	46	214,500	251,600	289,700	321,000	366,500	405,500	447,800
	47	215,600	253,200	291,400	322,500	367,700	406,000	448,200
	48	216,700	254,800	293,100	324,100	368,800	406,400	448,500
	49	217,800	256,400	294,500	325,600	369,900	406,800	448,800
	50	218,800	257,800	296,100	326,900	370,900	407,100	449,200
	51	219,900	259,200	297,700	328,200	371,900	407,400	449,500
	52	220,900	260,600	299,300	329,500	372,900	407,700	449,800
	53	221,700	261,700	300,700	330,600	373,700	408,000	450,200
	54	222,700	263,100	302,200	331,600	374,600	408,300	
	55	223,600	264,500	303,700	332,700	375,500	408,700	
	56	224,600	265,900	305,200	333,800	376,400	409,000	
再任職員以外の職員	57	225,500	267,000	306,500	334,300	377,000	409,300	
	58	226,400	268,300	307,800	335,200	377,800	409,600	
	59	227,300	269,600	309,100	336,000	378,600	409,900	
	60	228,200	270,900	310,500	336,900	379,400	410,300	
	61	229,100	272,000	311,800	337,700	379,800	410,500	
	62	230,200	273,200	313,100	338,000	380,500	410,800	
	63	231,200	274,500	314,400	338,700	381,200	411,100	
	64	232,300	275,800	315,700	339,400	381,900	411,400	
	65	233,000	276,900	317,100	340,000	382,400	411,600	
	66	233,900	278,000	317,900	340,700	383,000	411,900	
	67	234,800	279,100	318,700	341,400	383,700	412,200	
	68	235,800	280,200	319,500	342,100	384,300	412,500	
	69	236,500	281,300	320,100	342,800	384,700	412,700	
	70	237,200	282,400	320,800	343,400	385,200	413,000	
	71	237,900	283,500	321,500	344,000	385,700	413,300	
	72	238,600	284,600	322,100	344,600	386,200	413,600	
	73	239,300	285,500	322,900	344,900	386,800	413,800	
	74	240,100	286,200	323,100	345,500	387,300		
	75	241,000	286,900	323,700	346,000	387,900		
	76	241,800	287,700	324,300	346,600	388,500		
	77	242,400	288,500	324,900	347,100	389,000		
	78	243,000	289,100	325,400	347,600	389,500		
	79	243,600	289,700	325,900	348,100	390,100		
	80	244,200	290,300	326,400	348,600	390,600		
	81	244,600	291,000	327,000	348,900	390,900		
	82	245,000	291,500	327,500	349,200	391,400		
	83	245,400	292,000	328,000	349,600	391,800		
	84	245,900	292,400	328,500	349,900	392,200		
	85	246,300	292,600	329,000	350,400	392,600		
	86		292,800	329,400	350,700	393,100		
	87		293,000	329,600	351,000	393,500		
	88		293,200	330,000	351,300	393,900		
	89		293,600	330,400	351,700	394,300		

90		293,800	330,800	352,000			
91		294,000	331,200	352,400			
92		294,200	331,600	352,700			
93		294,600	332,000	353,100			
94		294,800	332,200	353,400			
95		295,000	332,600	353,800			
96		295,300	332,900	354,100			
97		295,700	333,100	354,400			
98		296,000	333,400	354,800			
99		296,300	333,700	355,200			
100		296,600	334,000	355,600			
101		296,900	334,200	356,100			
102		297,100	334,500	356,500			
103		297,300	334,900	356,900			
104		297,600	335,100	357,300			
105		297,900	335,200	357,800			
106			335,500				
107			335,900				
108			336,100				
109			336,300				
110			336,700				
111			337,100				
112			337,500				
113			337,700				
再任 用職 員	190,100	217,200	245,900	259,600	285,300	326,800	369,800

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表 (三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	158,700	186,500	236,100	259,800	287,100	333,300	379,100
	2	160,100	188,700	237,900	260,800	289,100	335,500	381,800
	3	161,600	190,800	239,700	261,800	291,100	337,700	384,500
	4	163,100	192,900	241,500	263,000	293,100	339,900	387,200
	5	164,500	195,100	242,900	264,000	294,900	342,100	389,400
	6	166,000	197,400	244,300	265,100	296,800	344,300	391,800
	7	167,600	199,800	245,500	266,000	298,700	346,500	394,200
	8	169,100	202,100	246,800	267,100	300,600	348,700	396,500
	9	170,400	204,600	248,100	268,500	302,500	350,400	398,600
	10	172,100	206,000	249,200	269,300	304,400	352,400	400,700
	11	173,800	207,400	250,200	270,600	306,300	354,400	402,900
	12	175,400	208,800	251,300	271,900	308,200	356,400	405,300
	13	176,900	210,300	252,600	273,300	309,900	358,600	407,200
	14	179,000	211,800	253,800	274,800	311,700	360,700	409,300
	15	181,000	213,300	254,800	276,100	313,500	362,800	411,500
	16	183,100	214,700	255,800	277,600	315,300	364,900	413,700
	17	185,300	216,100	256,800	279,100	317,200	366,900	415,800
	18	187,400	217,600	257,900	280,600	318,900	369,000	418,000
	19	189,600	219,100	259,000	282,100	320,600	371,100	420,200
	20	191,700	220,700	260,000	283,600	322,300	373,200	422,400
	21	193,900	222,100	261,000	285,200	323,900	375,000	424,300
	22	196,100	223,800	262,000	286,800	325,500	377,100	426,200
	23	198,300	225,600	263,200	288,400	327,100	379,200	428,100
	24	200,600	227,300	264,300	289,900	328,700	381,300	430,000
	25	202,700	228,700	265,500	291,200	330,400	383,300	431,700
	26	204,100	230,500	267,000	293,000	331,900	385,000	433,300
	27	205,400	232,200	268,400	294,800	333,400	386,900	435,000
	28	206,700	233,900	269,800	296,600	335,000	388,800	436,600
	29	207,900	235,500	271,300	298,200	336,400	390,700	437,900
	30	209,100	237,000	272,900	299,900	337,900	392,500	439,300
	31	210,500	238,300	274,500	301,600	339,400	394,400	440,900
	32	211,700	239,500	276,100	303,300	340,900	396,300	442,400
	33	213,000	240,900	277,700	304,800	342,600	398,000	444,000
	34	214,300	242,100	279,200	306,400	344,200	399,700	445,600
	35	215,700	243,100	280,700	308,000	345,800	401,500	447,000
	36	217,000	244,300	282,100	309,600	347,400	403,300	448,600
	37	218,400	245,500	283,600	311,100	349,100	404,900	449,900
	38	219,900	246,600	285,000	312,700	350,700	406,700	451,300
	39	221,300	247,700	286,500	314,300	352,300	408,500	452,600
	40	222,700	248,800	288,000	315,900	353,900	410,300	454,000
	41	223,800	249,700	289,600	317,500	355,100	411,800	455,000
	42	225,300	250,700	291,200	319,000	356,600	413,400	455,800
	43	226,700	251,700	292,800	320,400	358,100	414,900	456,600

	44	228,100	252,800	294,400	321,900	359,600	416,200	457,200
	45	229,300	253,800	295,800	323,100	361,200	417,300	458,100
	46	230,700	254,800	297,300	324,500	362,300	418,400	458,800
	47	232,100	255,900	298,800	325,900	363,800	419,600	459,600
	48	233,400	257,000	300,300	327,400	365,100	420,800	460,500
	49	234,500	258,100	301,600	328,700	366,500	422,100	461,200
	50	235,600	259,500	303,000	330,100	367,900	423,200	461,900
	51	236,900	260,700	304,400	331,400	369,300	424,500	462,600
	52	238,000	262,000	305,800	332,800	370,700	425,600	463,400
	53	239,200	263,400	307,300	334,200	372,200	426,800	464,200
	54	240,300	265,000	308,700	335,600	373,400	427,800	465,000
	55	241,400	266,600	310,100	337,000	374,600	428,900	465,800
	56	242,500	268,100	311,500	338,400	375,800	430,100	466,500
	57	243,600	269,700	312,600	339,300	376,900	431,200	467,300
	58	244,700	271,300	313,900	340,600	377,900	431,700	
	59	245,600	272,900	315,200	341,800	378,900	432,300	
	60	246,600	274,500	316,600	343,100	379,900	432,700	
	61	247,700	275,900	317,800	344,300	380,500	433,300	
	62	248,800	277,400	319,100	345,200	381,300	433,800	
	63	249,800	278,900	320,400	346,500	382,100	434,200	
	64	250,900	280,400	321,700	347,800	382,900	434,800	
	65	251,800	282,000	323,000	348,900	383,700	435,400	
	66	253,100	283,500	324,300	350,100	384,400	435,800	
	67	254,300	285,000	325,600	351,300	385,200	436,100	
	68	255,300	286,500	326,900	352,400	385,900	436,400	
	69	256,200	287,800	327,700	353,400	386,600	436,800	
	70	257,500	289,300	328,800	354,500	387,200	437,200	
	71	258,800	290,800	329,900	355,600	387,900	437,500	
	72	260,100	292,300	330,800	356,700	388,500	437,800	
	73	261,500	293,500	332,100	357,600	389,200	438,200	
	74	262,800	294,900	332,800	358,700	389,700	438,600	
	75	264,100	296,300	334,000	359,800	390,300	438,900	
	76	265,400	297,700	335,200	360,900	390,800	439,200	
	77	266,300	299,200	336,300	361,600	391,200	439,600	
	78	267,500	300,500	337,500	362,400	391,800	440,000	
	79	268,800	301,800	338,700	363,200	392,300	440,300	
	80	270,100	303,100	339,900	364,000	392,600	440,600	
	81	271,200	303,900	341,000	364,600	393,000	441,000	
	82	272,300	305,100	342,100	365,100	393,500		
	83	273,400	306,300	343,200	365,700	393,900		
	84	274,500	307,600	344,300	366,200	394,200		
再任職員以外の職員	85	275,400	308,700	345,200	366,800	394,500		
	86	276,400	309,900	346,200	367,300	395,000		
	87	277,500	311,100	347,100	367,900	395,500		
	88	278,600	312,300	348,100	368,400	395,900		
	89	279,600	313,600	349,200	368,800	396,200		

90	280,600	314,800	350,000	369,300	396,600
91	281,600	316,000	350,800	369,900	397,100
92	282,600	317,200	351,600	370,400	397,500
93	283,600	318,100	352,300	370,700	397,900
94	284,600	318,800	352,900	371,200	398,300
95	285,600	319,500	353,600	371,700	398,800
96	286,600	320,100	354,200	372,000	399,200
97	287,500	320,800	354,600	372,600	399,600
98	288,300	321,100	355,000	373,100	
99	289,100	321,800	355,500	373,600	
100	290,000	322,500	355,900	374,100	
101	290,800	322,900	356,400	374,700	
102	291,600	323,500	356,800	375,200	
103	292,400	324,100	357,300	375,700	
104	293,200	324,700	357,700	376,100	
105	293,900	325,100	358,000	376,700	
106	294,400	325,600	358,500	377,200	
107	294,900	326,100	359,000	377,700	
108	295,400	326,600	359,300	378,200	
109	295,600	327,000	359,800	378,800	
110	296,000	327,400	360,300	379,300	
111	296,200	327,700	360,800	379,800	
112	296,600	328,100	361,300	380,300	
113	296,900	328,500	361,800	380,900	
114	297,100	328,900	362,300		
115	297,500	329,300	362,800		
116	297,800	329,600	363,200		
117	298,100	329,800	363,600		
118	298,400	330,100	364,100		
119	298,700	330,500	364,600		
120	299,100	330,700	365,100		
121	299,400	330,900	365,500		
122	299,800	331,200	366,000		
123	300,200	331,500	366,500		
124	300,600	331,800	367,000		
125	300,800	332,000	367,400		
126	301,000	332,300			
127	301,400	332,700			
128	301,800	332,900			
129	302,000	333,000			
130	302,300	333,400			
131	302,700	333,800			
132	303,100	334,000			
133	303,300	334,300			
134	303,600	334,700			
135	304,000	335,100			
136	304,300	335,500			

137	304,600	335,800						
138	304,800	336,200						
139	305,200	336,600						
140	305,500	337,000						
141	305,700	337,300						
142	306,100	337,700						
143	306,500	338,100						
144	306,800	338,500						
145	306,900	338,800						
146	307,200	339,200						
147	307,500	339,600						
148	307,900	340,000						
149	308,100	340,300						
150	308,300	340,700						
151	308,600	341,100						
152	308,900	341,500						
153	309,300	341,800						
154	309,500							
155	309,700							
156	310,000							
157	310,400							
158	310,700							
159	311,000							
160	311,300							
161	311,700							
162	312,000							
163	312,300							
164	312,600							
165	313,000							
166	313,300							
167	313,600							
168	313,900							
169	314,300							
再任用職員	237,300	258,100	265,400	275,800	292,400	330,200	375,500	

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第六四級地の項を次のように改める。

四級地 高山市 飛驒市 郡上市 大野郡

別表第六備考中「市村等」を「市郡」に、「平成十六年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改める。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年岐阜県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「受ける給料月額」の下に「(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年岐阜県条例第三号)附則第三項から第五項までの規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額にこれらの規定により支給される給料の額を加算した額をいう。以下同じ。)(を、給料月額のほか、)の下に「平成二十八年三月三十一日までの間においては」を、「相当する額」の下に「以下「差額相当額」という。(に三分の二を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)(を、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間においては差額相当額に三分の一を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)(を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料とし

て支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前三項の規定による給料を支給される職員に関する岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「勤務条件条例」という。)(第九条第二項、第十二条第二項、第二十二條の二第一項、第二十二條の三、第二十二條の四第二項及び第二十三條第五項(勤務条件条例第二十五條第四項において準用する場合及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号。以下「育児休業条例」という。)(第十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)(の規定の適用については、勤務条件条例第九条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額」と岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年岐阜県条例第三号。以下「平成二十七年改正条例」という。)(附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」と、勤務条件条例第十条第二項、第二十二條の二第一項、第二十二條の三、第二十二條の四第二項及び第二十三條第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額」と平成二十七年改正条例附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」とする。

7 附則第三項から第五項までの規定による給料を支給される職員に関する岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例(昭和四十六年岐阜県条例第三十七号)(第三条第一項(育児休業条例第十九條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額」と岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十七年岐阜県条例第三号)(附則第三項から第五項までの規定による給料の額との合計額」とする。
(平成三十年三月三十一日までの間における単身赴任手当に関する特例)

8 切替日から平成三十年三月三十一日までの間における、第一条の規定による改正後の勤務条件条例第十二条の七第二項の規定の適用については、同項中「三万円」とあるのは、「三万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とする。

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は人事委員会規則で定める。

(寒冷地手当に関する経過措置)

10 この項から附則第十四項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧寒冷地等在勤等職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員（常勤の職員に限り、勤務条件条例第六条第九項に規定する職員（次号において「再任用職員」という。）を除く。）をいう。

イ 第一条の規定による改正前の勤務条件条例（以下「改正前の勤務条件条例」という。）別表第六に掲げる地域（ロにおいて「旧寒冷地」という。）に在勤する職員

ロ 第一条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において勤務条件条例第二十一条第一項第二号の規定に基づき人事委員会規則で定めていた公書に在勤し、かつ、旧寒冷地又は同日において同号の規定に基づき人事委員会規則で定めていた区域に居住する職員

二 新寒冷地等在勤等職員 勤務条件条例第二十一条第一項各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員（常勤の職員に限り、再任用職員を除く。）をいう。

三 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であつて、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。

四 みなし寒冷地手当額 次項又は附則第十二項に規定する者につき、勤務条件条例別表第六に規定する四級地をその地域の区分（勤務条件条例第二十一条第二項に規定する地域の区分をいう。）と、基準日（勤務条件条例第二十一条第一項に規定する基準日をいう。以下同じ。）におけるその基準世帯等区分（当該者の施行日の前日以降における世帯等の区分（勤務条件条例第二十一条第二項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、勤務条件条例第二十一条第二項の表四級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、勤務条件条例第二十一条第二項の規定を適用

したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。

11 基準日（その属する月が平成二十八年三月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であつた者に対しては、勤務条件条例第二十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。

12 基準日（その属する月が平成二十八年十一月から平成三十年三月までのものに限る。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であつた者に対しては、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、勤務条件条例第二十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成二十八年十一月から平成二十九年三月まで	六千円
平成二十九年十一月から平成三十年三月まで	一万二千円

13 勤務条件条例第二十一条第四項の規定は、前二項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第四項中「前二項」及び「第二項又は前項」とあるのは、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年岐阜県条例第三号）附則第十一項又は第十二項」と読み替えるものとする。

14 前三項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であつた者であつて、施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であつたもの（前三項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、勤務条件条例第二十一条の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四号

岐阜県部等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県部等設置条例(平成十一年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号を次のように改める。

一 知事直轄組織 秘書及び広報に関する事項

第二条第二号イ中「県の」の下に「適正な行政運営の確保その他」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五号

岐阜県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(岐阜県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 岐阜県個人情報保護条例(平成十年岐阜県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二号口中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(岐阜県情報公開条例の一部改正)

第二条 岐阜県情報公開条例(平成十二年岐阜県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号口中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(岐阜県職員退職手当条例の一部改正)

第三条 岐阜県職員退職手当条例(昭和二十八年岐阜県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二項中「第六十三条第二項」を「第五十条の十第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六号

岐阜県行政手続条例の一部を改正する条例

岐阜県行政手続条例(平成七年岐阜県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 行政指導(第三十条 第三十五条)」を「第四章 行政指導(第三十条 第三十五条)」を「第四章の二 処分等の求

十条 第三十五条)

め(第三十五条の二)」に改める。

第一条第一項中「第三十八条」を「第四十六条」に改める。

第二条第一項第五号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第二項中「第三十二条」の下に「及び第三十三条第二項」を加え、「同項第四号」を「前項第四号」に改める。

第三条中「第四章」を「第四章の二」に改め、同条第七号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第八号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第三十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- 二 前号の条項に規定する要件
- 三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第三十四条の次に次の一条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第三十四条の二 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思考するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該行政指導の内容
- 三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- 四 前号の条項に規定する要件
- 五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思考する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 処分等の求め

第三十五条の二 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思考するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容

四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項

五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(岐阜県条例の一部改正)

2 岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。
第五十二条中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七号

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定に基づき、消防団協力事業所の支援のための事業税の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 消防団 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条第三号に規定する消防団をいう。

二 消防団員 消防組織法第十九条第一項に規定する消防団員であつて、県内の消防団に置かれるものをいう。

三 消防団協力事業所 法人又は個人の使用人が消防団に入団しやすしい環境づくりその他の消防団の活動に協力する取組を行っている事務所又は事業所として市町村等から証券の交付を受けているものをいう。

(法人の事業税の不均一課税)

第三条 平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に終了する各事業年度の終了の日において次に掲げる要件の全てを満たす法人として知事の認定を受けたものを行う事業に対する当該各事業年度の事業税の額は、岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号。以下「県税条例」という。)附則第六条の二の二第二項の規定により読み替えられた県税条例第四十二条及び県税条例附則第六条の二の二第一項の規定にかかわらず、これらの規定を適用して計算した額からその二分の一に相当する額(その額が百万円(消防団員である者の数の第三号に規定する役員及び使用人の総数のうちに占める割合が十分の一以上である法人として知事の認定を受けたもの)にあつては、二百万円。以下この項において同じ。)を超える場合にあつては、百万円)を控除して得た額とする。

一 県税条例第三十八条第一項各号に掲げる法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のも又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法(平成七年法律第五号)に規定する相互会社を除く。)であること。

二 県内に事務所又は事業所を有し、かつ、その事務所及び事業所の全てが消防団協力事業所であること。

三 前号の消防団協力事業所に常時勤務する法人の役員及び当該消防団協力事業所において当該法人が雇用する使用人(雇用保険の被保険者に限る。次号において同じ。)のうち、消防団員である者の数が、一人以上であること。

四 労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにおいて、使用人が消防団員としての活動を行う場合における賃金、労働時間その他の労働条件について、当該使用人以外の使用人との均衡を失することのないよう適切な配慮を加える旨の規定が、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により整備されていること。

2 事業年度が一年に満たない場合における前項の規定の適用については、同項中「百万円」とあるのは「百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「二百万円」とあるのは「二百万円に当該事業年度の月数を乗じて得

た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合における月数は、曆に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

(個人の事業税の不均一課税)

第四条 平成二十八年十二月三十一日及び平成二十九年十二月三十一日において、それぞれ次に掲げる要件の全てを満たす個人として知事の認定を受けた者の行う事業に対する平成二十九年分及び平成三十年分(事業税の額は、県税条例第四十四条の六の規定にかかわらず、同条の規定を適用して計算した額からその二分の一に相当する額(その額が百万円(消防団員である者の数の第二号に規定する個人及び使用人の総数のうちに占める割合が十分の一以上である個人として知事の認定を受けた者)にあつては、二百万円。以下この項において同じ。))を超える場合にあつては、百万円)を控除して得た額とする。

一 県内に事務所又は事業所を有し、かつ、その事務所及び事業所の全てが消防団協力事業所であること。

二 前号の消防団協力事業所において事業を行う個人及び当該消防団協力事業所において当該個人が雇用する使用人(雇用保険の被保険者及び所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第五十七条第一項に規定する青色事業専従者又は同条第三項に規定する事業専従者に限る。次号において同じ。)のうち、消防団員である者の数が、一人以上であること。

三 労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにおいて、使用人が消防団員としての活動を行う場合における賃金、労働時間その他の労働条件について、当該使用人以外の使用人との均衡を失することのないよう適切な配慮を加える旨の規定が、書面又は電磁的記録により整備されていること。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、前条第二項中「事業年度」とあるのは「事業を行った期間」と、「前項」とあるのは「第四条第一項」と読み替えるものとする。

(認定の申請)

第五条 前二条の知事の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第八号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二十八の三の項第十一号から第十四号までの規定中「第百一条」を「第百五条」に改め、同表十八の四の項第五号中「第四十六条第三項」を「第四十六条第五項」に、「認可をする」を「届出を受ける」に、「から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号から第十五号まで及び第十八号の」を「第二号及び第四号に掲げる」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、「恵那市」の下に「美濃加茂市」を加え、同表五十の四の項中「関市」の下に「津川市」を加え、同表六十九の項から七十二の項までを次のように改める。

六十九から七十二まで 削除

別表第二二の項中「飛驒市、下呂市」を「飛驒市、郡上市、下呂市」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）により市が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事又は教育委員会がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市の長又は市の教育委員会が、それぞれ当該行為をし

たものとみなす。

3 新条例により市が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事又は教育委員会に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市の長又は市の教育委員会に対しなされたものとみなす。

岐阜県長良川球技場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第九号

岐阜県長良川球技場条例の一部を改正する条例

岐阜県長良川球技場条例（平成二年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表駐車場の部第一駐車場及び第二駐車場の項中「及び第二駐車場」を「第二駐車場及び第四駐車場」に改める。

附則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

岐阜県長良川スポーツプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十号

岐阜県長良川スポーツプラザ条例の一部を改正する条例

岐阜県長良川スポーツプラザ条例（平成五年岐阜県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「科学的なスポーツトレーニングの実施」を「スポーツを行う県民等に対する科学的な支援その他スポーツに関する競技水準の向上に必要な支援を実施すること」に改める。

第二条第二号及び別表二の表中「スポーツ科学トレーニングセンター」を「スポーツ科学センター」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十一号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一三の表中三の項を五の項とし、二の項を四の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 法第四十八 条第六項第三 号に規定する 食品衛生管理 者の養成施設 の登録の申請 に対する審査	食品衛生管理 者養成施設登 録申請手数料	一件に つき	一五〇、〇〇〇
三 法第四十八 条第六項第四 号に規定する 食品衛生管理 者に係る登録 講習会の登録	食品衛生管理 者登録講習会 登録申請手 料	一件に つき	九〇、〇〇〇

の申請に対す
る審査

別表第二十三の表一の項を削り、同表二の項中「法」を「歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）」に改め、同項を同表一の項とし、同表三の項を同表二の項とする。

別表第二十六の表一の項中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

別表第三十五の表中五の項を七の項とし、四の項を六の項とし、三の項を五の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 法第十二条第五項第 三号に規定する食鳥処 理衛生管理者の養成施 設の登録の申請に対す る審査	食鳥処理衛生管理者 養成施設登録申請手 料	一件につき	一五〇、〇〇〇
四 法第十二条第五項第 四号に規定する食鳥処 理衛生管理者に係る登 録講習会の登録の申請 に対する審査	食鳥処理衛生管理者 登録講習会登録申請 手数料	一件につき	九〇、〇〇〇

別表第三十七の表中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同表一の項中「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第一種フロン類回収業の」を「第一種フロン類充填回収業の」に、「第一種フロン類回収業登録申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業登録申請手数料」に改め、同表二の項中「第十二条第一項」を「第三十条第一項」に、「第一種フロン類回収業の」を「第一種フロン類充填回収業の」に、「第一種フロン類回収業登録更新申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業登録更新申請手数料」に改める。

別表第三十七の二の表に次のように加える。

四 法第二十九条に規定 する指定調査機関の指 定の申請に対する審査	指定調査機関指定申 請手数料	一件につき	三〇、九〇〇
---	-------------------	-------	--------

五 法第三十二条第二項 において準用する法第二十九 条に規定する指定調査機関の指 定の更 新の申請に対する審査	指定調査機関指定更 新申請手数料	一件につき	一四、八〇〇
---	---------------------	-------	--------

別表第一四十六の表一の項第一号口中「二〇」を「三〇」に改め、同項第二号口中「七〇」を「二〇」に改め、同表三の項第六号イ中「五〇」を「二〇」に改め、同表七の項第三号口中「一、三〇〇」を「一、二五〇」に改め、同項第四号イ中「一、二二〇」を「一、〇九〇」に改め、同号中「六九〇」を「六八〇」に改め、同号水中「一、九〇〇」を「一、八四〇」に改め、同項第五号口中「一、〇三〇」を「九九〇」に改め、同表九の項第一号イ中「三六〇」を「四三〇」に改め、同号口中「三五〇」を「五二〇」に改め、同項第二号イ及び口中「一、二二〇」を「一、三八〇」に改め、同号八中「一、二二〇」を「一、三〇〇」に改め、同号二中「一、三〇〇」を「一、六四〇」に改め、同号水中「一、〇四〇」を「一、二二〇」に改め、同項第三号イ中「一、二四〇」を「一、四七〇」に改め、同号口中「一、五五〇」を「一、九〇〇」に改め、同号八中「一、九九〇」を「一、四二〇」に改め、同項第四号中「一、五五〇」を「一、八一〇」に改め、同項第五号口中「一、五一〇」を「三、二〇〇」に改め、同項第六号口中「二、五九〇」を「三、二八〇」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(岐阜県条例の一部改正)

第一条 岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正

する。

第六十条第二項第一号及び附則第十六条第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一五十一の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同項第一号中「こと」の下に「鳥獣の管理」を、「防止」の下に「に係るものに限る。」を加え、「第二条第三項」を、「法第二条第七項」に改め、同項第八号、第十六号及び第二十四号中「執る」を「とる」に改め、同項第二十八号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第三条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一三十九の表中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(岐阜県指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例の一部改正)

第四条 岐阜県指定猟法禁止区域等に設置する標識の寸法を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

岐阜県歯科技工士国家試験委員等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十三号

岐阜県歯科技工士国家試験委員等設置条例の一部を改正する条例

岐阜県歯科技工士国家試験委員等設置条例(昭和四十二年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県クリーニング師試験委員等設置条例

第一条の表歯科技工士国家試験委員の項を削り、同表調理師試験委員の項中「第三条第一項第三号」を「第三条第二号」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例を廃止する等の条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十四号

岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例を廃止する等の条例

(岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例の廃止)

第一条 岐阜県精神保健福祉センター使用料徴収条例(昭和五十五年岐阜県条例第九号)は、廃止する。

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一四十七の表を次のように改める。

四十七 削除

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十五号

岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県食品衛生法施行条例(平成十二年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表第一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、露店その他の規則で定める営業(次項において「露店等」という。)に係る当該基準は、別表第二に掲げるとおりとする。

第二条第一項に次の各号を加える。

- 一 危害分析・重要管理点方式(食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。)を用いる場合の基準として別表第一に掲げるもの
- 二 前号に掲げる場合以外の場合の基準として別表第二に掲げるもの

第二条第二項中「前項」を「前項ただし書」に、「露店その他の規則で定める営業」を「露店等」に、「同項の」を「当該」に改める。

第三条第一項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第一一の項第九号中「十の項第五号」を「十二の項第五号」に改め、同表十六の項に次の一号を加え、同項を同表十七の項とする。

- 3 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者等からの異味又は異臭の発生、異物の混入等に関する情報であつて、これらにより健康被害が生じるおそれがないものを受けた場合は、その旨を知事へ速やかに報告すること。

別表第一中十五の項を削り、十四の項を十六の項とし、同表十三の項第一号中「五の項第二号、第十号及び第十一号」を削り、「六の項第二号」を「八の項第二号」に、「七の項第二号」を「九の項第二号」に、「定める」を「掲げる」に、「食品に」を「食品等に」に改め、「作成し、」の下に「及び」を加え、同項中第三号を第五号とし、同項第二号中「前号」を「前三号」に改め、「記録」の下に「(二)の項第十二号、三の項第二号及び九の項第二号の記録を除く。」を加え、同号を同項第四号とし、同項第一号の次

に次の二号を加え、同項を同表十五の項とする。

2 七の項第一号イ及びロに規定する危害の分析、同号八の規定による重要管理点の設定並びに同号二の規定による管理基準の設定について、記録を作成し、及び保存すること。

3 七の項第一号ホからトまでの規定により実施したモニタリング、改善措置及び検証について、記録を作成し、及び保存すること。この場合において、同号ホの規定により実施したモニタリングに係る全ての記録には、当該モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。

別表第十二の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3 運搬中の食品等がほこりや有毒ガス等に汚染されないよう、管理すること。

別表第十二の項に次の一号を加え、同項を同表十四の項とする。

6 食品等を運搬する場合は、車両等の温度及び湿度その他当該食品等の置かれていた状態を適切に管理するとともに、食品等の配送時間が長時間に及ばないよう、配送経路等に留意し、時間を適切に管理すること。なお、弁当等を運搬する場合には、配送時間は、摂食予定時間を考慮した配送をする等適切な出荷時間とすること。

別表第二十一の項第一号中「食品等」を「食品及び添加物（以下「食品等」という。）に、「方法等」を「方法、適切な手洗いの方法、健康管理等」に改め、同項を同表十三の項とし、同表十の項第六号中「必ず」の下に「十分に」を、「行うこと」の下に「なお、使い捨て手袋を使用する場合には、適切に交換を行うこと」を加え、同項を同表十二の項とし、同表九の項第一号中「法第四十八条第一項の規定により」を削り、同表第二号中「選任」を「選任し、」に改め、同項を同表十一の項とし、同表中八の項を十一の項とし、七の項を九の項とし、六の項を八の項とし、同表五の項中第二号から第十一号までを削り、同表第一号中「食品」を「食品等」に改め、同号を同表第二号とし、同号の前に次の一号を加え、同項を同表七の項とする。

1 次の方法により食品の製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

イ 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質の一覧表（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び前項第一号に規定する製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の

危害の原因となる物質を特定すること。

ロ イで特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、当該危害が発生するおそれのある製造工程ごとに、当該危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。

ハ 危害要因リストにおいて特定された危害の原因となる物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該製造工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めるとともに、重要管理点を定めない場合には、その理由を記載した文書を作成すること。また、重要管理点の設定に当たっては、同一の危害の原因となる物質を管理するための重要管理点が、複数存在する可能性があることに配慮するとともに、定めようとする重要管理点における管理措置が危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の製造工程において適切な管理措置を講ずることができるよう、製品又は製造工程を見直すこと。

ニ 個々の重要管理点について、危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。また、管理基準は、温度、時間、水分含量、水分活性、水素イオン指数、有効塩素等の測定ができる指標又は外観、食感等の官能的指標であること。

ホ 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングについて、その方法を設定し、十分な頻度で実施すること。

ヘ モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（以下「改善措置」という。）について、重要管理点ごとに設定し、適切に実施すること。また、改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含むこと。

ト 当該製品に係る危害分析・重要管理点方式について、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。別表第一四の項の次に次のように加える。

五 衛生管理を実施する班の編成

1 法第四十八条第一項の規定により置かれた食品衛生管理者（以下「食品衛生管理者」という。）の十一の項

区 分	内 容
一 施設の衛生管理 二 食品取扱設備等の衛生管理 三 ねずみ及び昆虫対策 四 廃棄物及び排水の取扱い 五 食品等の取扱い	1 別表第一の一の項各号に掲げる基準によること。 1 別表第一二の項各号に掲げる基準によること。 1 別表第一三の項各号に掲げる基準によること。 1 別表第一四の項各号に掲げる基準によること。 1 施設、設備、人的能力等に応じた食品等の取扱いを行い、適切な受注管理を行うこと。 2 食品等の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを選択し、品質、鮮度、表示その他食品衛生に関する事項について点検し、その点検状況を記録するよう努めること。 3 食品等は、冷蔵、冷凍その他当該食品等に適した状態及び方法により保存すること。また、冷蔵庫、冷凍庫その他の保存場所では、相互汚染が生じないように食
六 製品説明書及び製造工程一覧図の作成	1 製品について、原材料等の組成、物理的・化学的性質（水活性、水素イオン指数等をいう。）、殺菌・静菌処理（加熱処理、凍結、加塩、燻煙等をいう。）、包装、保存性、保管条件、流通方法、想定する使用方法及び消費者層その他の製品の安全性の確保に関して必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。 2 製品の全ての製造工程を記載した製造工程一覧図を作成すること。 3 前号の製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を定期的に行い、適切でない場合は、当該製造工程一覧図の修正を行うこと。
11 原材料及び製品について自主検査を行い、規格基準等への適合性を確認し、その結果を記録するよう努めること。 12 おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。 13 施設においておう吐があった場合には、直ちに殺菌	品の種類等に応じて区別して保存すること。 4 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正かつ衛生的に行うこと。 5 食品等は、調理、製造、保管、運搬、販売等の各過程において、適切な時間及び温度の管理を行うとともに、当該食品等の特性、消費期限又は賞味期限、製造又は加工の方法、包装形態、加熱調理の必要性の有無等に応じて衛生的な取扱いを行うこと。 6 未加熱又は未加工の原材料は、相互汚染が生じないようにそのまま撿取される食品と区別して取り扱ふこと。 7 保管された原材料は、使用期限等に応じて適切な順序で使用すること。 8 器具及び容器包装は、製品を汚染及び損傷から保護することができるとして使用すること。また、容器包装にあつては、適切な表示を行うことができるものを使用すること。 9 再使用が可能な器具又は容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。 10 食品等の製造又は加工に当たっては、次の事項の実施に努めること。 イ 原材料及び製品に金属、ガラス、洗剤、機械油等の異物が混入することを防止する措置を講じ、必要に応じて検査すること。 ロ 原材料、製品及び容器包装をロット（一定の期間に納入され、又は生産された原材料、製品及び容器包装の一群をいう。）ごとに管理し、及び記録すること。 ハ 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、及び保存すること。 ニ 原材料として使用していないアレルギー物質が製造工程において混入しないよう必要な措置を講ずること。

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。
 別表第二（第二系関係）

		劑を用いて適切に消毒すること。
六 検査の実施	1 別表第一八の項各号に掲げる基準によること。	
七 使用水等の管理	1 別表第一九の項各号に掲げる基準によること。	
八 回収及び廃棄	1 別表第二十の項各号に掲げる基準によること。	
九 食品衛生責任者の設置	1 別表第二十一の項各号に掲げる基準によること。	
十 従事者の衛生管理	1 別表第二十二の項各号に掲げる基準によること。	
十一 従事者等に対する教育訓練	1 別表第二十三の項各号に掲げる基準によること。	
十二 運搬に係る衛生管理	1 別表第二十四の項各号に掲げる基準によること。	
十三 記録の作成及び保存	1 別表第二五の項第七号及び第十二号、三の項第二号、八の項第二号並びに九の項第二号及び第五号並びに別表第二五の項第二号、第十号口及び第十一号に掲げるもののほか、食品衛生上の危害の発生に必要限度において、取り扱う食品等に係る仕入元、製造又は加工の状態、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、及び保存するよう努めること。 2 前号の規定により作成した記録（別表第二二の項第十二号、三の項第二号及び九の項第二号の記録を除く）の保存期間は、取り扱う食品等の消費期限又は賞味期限その他流通の実態等に応じて合理的な期間を設定すること。 3 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、知事から要請があった場合は、当該要請に係る記録を提出すること。	
十四 管理運営要領等の作成	1 別表第二十六の項各号に掲げる基準によること。	
十五 情報の提供及び報告	1 別表第二十七の項各号に掲げる基準によること。	

附 則

この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十六号

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号中「第八条の第二十八項」を「第八条の第二十六項」に改める。

（岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
第二条 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第二号中「第八条の第二十八項」を「第八条の第二十六項」に改める。

（岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第十項中、「以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。」を削り、同条第十一項中「若しくは指定介護予防サービス等基準条例第九十四条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第十三項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の一項を加える。

14 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数及び当該サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かないものにあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型

居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

第四十七条中「準用する第三十一条第三項」との下に、「第十六条第七項中「常勤の介護職員」とあるのは「介護職員」とを加える。

第五十条中「第四十六条」との下に、「第三十七条第八項中「常勤の介護職員」とあるのは「介護職員」とを加える。

(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第六条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者(岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十八号)以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。第六條第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ)」を「法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)第五條の規定による改正前の法(以下「旧法」という。第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。))に係る法第百十五條の四十五の三第一項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という)に、「指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第五條に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「及び指定介護予防訪問介護」を「又は当該第一号訪問事業」に改め、同條第五項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第六條第一項から第四項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利

用者の数が五十又はその端数を増すことに一人以上とすることができる。

第八条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第六條第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第八條第一項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第九条第三項中「前項」を「前項各号」に改め、同條第四項第一号中「規定する」を「掲げる」に改める。

第十四條中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三條第九号のサービス担当者会議をいう。以下同じ。」「及び「その」を削る。

第四十一條第三項中「基準該当介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第四十三條第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業」を「法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(旧法第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス(法第五十四條第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。))に相当するものとして市町村が定めるものに限る。))」に、「同項及び同條第二項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第四十三條第二項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第四十一條第三項に規定する第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第四十五條第一項に規定する」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の」に改める。

第四十七條第三項中「指定介護予防サービス等基準条例第四十九條第一項」を「岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十八号)以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。第四十九條第一項」に改める。

第五十九條中「維持回復」の下に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第六十條第五項中「第七十一條第一項」を「第七十一條第十項」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第七十四條中「できるよ」の下に「生活機能の維持又は向上を目指す」を加える。

第七十八條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次條第一項の

訪問リハビリテーション計画又は第二百二十九条第一項の通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

第七十九条に次の一項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第二百二十六条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれていた環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第二百二十九条第一項及び第二項に規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十一条中「できるよつ」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第九十二条第一項第三号中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第九十四条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「法第十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第九十三条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を、「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防通所介護」を、「当該第一号通所事業の」に改め、同条第七項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を、「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第九十四条第一項から第六項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第九十三条第四項中「指定介護予防通所介護事業者」を「前条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当

該第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第九十五条第一項から第三項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に、「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第一百一条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第一百一条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第九十三条第四項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じて、必要な措置を講じなければならない。

第二百二条第二項第五号中「次条において準用する第三十八条第二項」を「前条第二項」に改める。

第二百三条中「第三十九条まで」を「第三十七条まで、第三十九条」に改める。

第二百五条第一項中「できるよつ」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第九十九条に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第二百二十条第二項第六号中「第三十八条第二項」を「第一百一条の二第二項」に改める。

第二百二十一条中「第三十九条まで」を「第三十七条まで、第三十九条」に、「除く」

を「除く。」に、「第百一条」を「第百一条の二」に、「を「療養通所介護従業者」を「とあるのは「療養通所介護従業者」と、第百一条の二第四項中「第九十二条第四項」とあるのは「第百九条第四項」に改める。

第百二十二条第一項第三号中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第百八条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ）」を「法第百十五条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る）」に、「基準該当介護予防通所介護の」を「当該第一号通所事業の」に改め、同条第六項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第一項第三号に規定する第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第百八条第一項から第五項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第百二十三条第四項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「前条第一項第三号に規定する第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第百九条第一項から第三項までに規定する」を「市町村の定める当該第一号通所事業の」に改める。

第百二十四条中「から第三十九条まで」を「第三十九条」に、「第五十二条及び」を「及び第五十二条並びに」に、「第九十四条第一項」を「第九十四条第一項」に改める。

第百二十五条中「できるよ」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第百二十八条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

第百二十九条に次の一項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加したものに限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれていた環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第七十九条第一項及び第

二項に規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項及び第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百五十二条に次の一項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときにあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第百六十八条中「若しくは指定認知症対応型通所介護事業所」を「指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、「をいう。」の下に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第百七十三条中「第百一条」を「及び第百一条」に改め、「看護職員」との下に「第百五十二条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第百七十六条第二項中「平方メートル」の下に「以上」を加える。

第百七十七条第三項を削る。

第百七十七条第二号イ中「利用者」の下に「の数」を加え、「うち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数」を「数に十分の三を乗じて得た数の合計数」に改め、「並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すことにより」を削る。

第百七十七条 削除

第百二十条第二項第八号を削る。

第百三十条第二項第十号を削る。

第百三十一条中「第百六条」の下に「第百八条」を加え、同条後段中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に、「第百三十一条」を「第百三十一条第二項」に改める。

第百三十九条の見出し中「確保」の下に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び

技能の向上等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めさせなければならない。

(岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すことに一人以上とすることができ。

第九十五条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合(指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届けるものとする。

第一百一条の次に次の一条を加える。

(事故発生時の対応)

第一百一条の二 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、第九十五条第四項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた

必要な措置を講じなければならない。

第一百三三条中「第三十八条まで」を「第三十六条まで、第三十八条」に改める。

第一百十条中「から第三十八条まで」を「第三十八条」に、「第五十三條」を「及び第五十三條」に改め、「第三十一条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と」を削る。

第六条 岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

「第二章 介護予防訪問介護

目次中 第一節 人員、設備及び運営に関する基準(第五条 第三十九条)

第二節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第四十条 第三節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第四十三条 第四十

「第七章 介護予防通所介護

第四十二条) を「第二章 削除」に、 第一節 人員、設備及び運営に関する 第二節 介護予防のための効果的な支 第三節 基準該当介護予防サービスに

七条) を「第二章 削除」に、 第一節 人員、設備及び運営に関する 第二節 介護予防のための効果的な支 第三節 基準該当介護予防サービスに

基準(第九十三条 第一百三三条) を「第七章 削除」に改める。

援の方法に関する基準(第一百四条 第一百七条)

に関する基準(第一百八条 第一百十条)

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第五条から第四十七条まで 削除

第四十九条第三項中「指定居宅サービス等基準条例第四十七条第一項」を「岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)

第四十七條第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(管理者)

第四十九条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等

の職務に従事することができるものとする。
第五十条の次に次の十二条を加える。

(内容及び手続の説明及び同意)

第五十条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十四条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織(指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定

する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することに文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に掲げる方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第五十条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由がなく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第五十条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第五十条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百十五条の三第二項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に

配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第五十条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第五十条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第五十条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際し、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第五十条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六

号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第五十条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号八及び二に規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第五十条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第五十条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第五十条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した場合には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わつて支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した場合には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第五十一条の次に次の二条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第五十一条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第五十一条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由がなく指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になつたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第五十四条中第三号を削り、第二号を第六号とし、第一号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第五十四条に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

第五十四条に次の三号を加える。

七 緊急時等における対応方法

八 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

第五十四条の次に次の十条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十四条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所に、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第五十四条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示等)

第五十四条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第五十四条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の重要事項について、指定介護予防訪問入浴介護事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(秘密保持等)

第五十四条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第五十四条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽の又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第五十四条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させること

償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応等)

第五十四条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第五十四条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十四条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当

該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第五十四条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第五十五条第二項第一号中「次条において準用する第二十条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第二号中「次条において準用する第二十四条」を「第五十一条の三」に改め、同項第三号中「次条において準用する第三十五条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第四号中「次条において準用する第三十七条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第五十六条を次のように改める。

第五十六条 削除

第五十八条の次に次の一条を加える。

(管理者)

第五十八条の二 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第五十九条第一項中「基準該当介護予防訪問介護事業所」を「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」に改める。

第六十条中「第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二條、

第二十四条、第二十九条から第三十四条まで、第三十五条（第五項及び第六項を除く）、第三十六条から第三十八条まで及び第四十四条並びに第一節（第四十九条、第五十条、第五十一条第一項及び）を「第一節（第四十九条から第五十条まで、第五十

条の九、第五十一条第一項、第五十四条の八第五項及び第六項並びに」に改め、同条後段中「これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第九条及び第三十一条中「第二十七条」を「第五十条の二第一項及び第五十四条の四第一項中「第五十四条」に、「第二十条」を「第五十条の十三第一項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第三十条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とを削り、「指定訪問入浴介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「基準該当訪問入浴介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「前項」との下に、「第五十一条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と」を加える。

第七十条第二号中「第二十七条各号」を「第五十四条各号」に改め、「第四号」の下に「及び第六号」を加える。

第七十一条第二項第四号中「第二十条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第五号中「第二十四条」を「第五十一条の三」に改め、同項第六号中「第三十五条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第七号中「第三十七条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第七十二条中「第九条、第十条、第十二条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十二條、第二十四条、第二十九条から第三十八条まで及び第五十三条」を「第五十条の二、第五十条の三、第五十条の五から第五十条の七まで、第五十条の九から第五十条の十三まで、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条及び第五十四条の二から第五十四条の十一まで」に改め、同条後段中「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九条及び第三十一条中「第二十七条」を「第五十条の二第一項及び第五十四条の四第一項中「第五十四条」に、「第十四条」を「第五十条の七」に改め、「病歴」との下に、「第五十四条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第八十条第二号中「第二十七條各号」を「第五十四條各号」に、「及び第六号」を「第六号及び第七号」に改める。

第八十一条第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、

同項第三号中「第二十四条」を「第五十一条の三」に改め、同項第四号中「第三十五条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同条第五号中「第三十七条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第八十二条中「第九条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十二條、第二十四条、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第五十三条」を「第五十条の二から第五十条の七まで、第五十条の九から第五十条の十三まで、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の二から第五十四条の五まで、第五十四条の七から第五十四条の十一まで」に改め、同条後段中「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九条及び第三十一条中「第二十七条」を「第五十条の二第一項及び第五十四条の四第一項中「第五十四条」に、「第十四条」を「第五十条の七」に改め、「病歴」との下に、「第五十四条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第八十三条第五項第一号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改め、「その」を削る。

第八十四条第三項中「前二項」を「前三項」に、「前項第七号」を「第二項第七号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第百十二条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合には、第百二十条第一項及び第二項第一号から第三号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第一項及び前項第一号から第三号まで

に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十九条第二号中「第二十七条各号」を「第五十四条各号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第九十条第二項第一号中「第二十条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第二号中「第二十四条」を「第五十一条の三」に改め、同項第三号中「第三十五条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第四号中「第三十七条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第九十一条中「第九条から第十四条まで、第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第五十三条」を「第五十条の二から第五十条の七まで、第五十条の十、第五十条の十二、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三条、第五十四条の二から第五十四条の五まで、第五十四条の七から第五十四条の十一まで」に改め、同条後段中「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九条及び第三十一条中「第二十七条」を「第五十条の二第一項及び第五十四条の四第一項中「第五十四条」に、「第十四条」を「第五十条の七」に、「第十九条」を「第五十条の十二」に改め、「利用者」との下に「第五十四条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」とを加える。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第九十三条から第一百条まで 削除

第一百十三条の次に次の二条を加える。

(利用料等の受領)

第一百十三条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス

費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほかに掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第二号に掲げる費用については、省令第百十八条の二第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。(緊急時等の対応)

第一百十三条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者が現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行わせる等必要な措置を講じなければならない。

第一百十五条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「第二十七条各号」を「第五十四条各号」に、「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第四号とし、同条の次に次の三条を加える。

(勤務体制の確保等)

第一百十五条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業者ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第百十五條の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第百十五條の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第百十七條第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十四条」を「第五十一条の三」に改め、同項第四号中「第三十五条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十七条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第百十八條中「第九条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十一條、第三十二條、第三十四條から第三十八條まで、第六十六條、第九十六條及び第九十八條から第一百条まで」を「第五十条の二から第五十条の七まで、第五十条の九から第五十条の十一まで、第五十条の十三、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十四条の四、第五十四条の五、第五十四条の七から第五十四条の十一まで及び第六十六條」に改め、同条後段中「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九条及び第三十一条中「第二十七條」を「第五十条の二第一項及び第五十四条の四第一項中「第五十四條」に、「第十四條」を「第五十条の七」に改め、「第九十八條第三項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」とを削る。

第百十九條第五項第一号中「又は」を「若しくは」に、「やササビス担当者会議」を「又はササビス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、「その」を削る。

第百二十條第三項中「前二項」を「前三項」に、「前項第六号」を「第二項第六号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション

事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加したものに限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十四条第一項及び第二項第一号から第三号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第一項及び前項第一号から第三号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百二十六條第一項第二号イ及びロ中「第百條」を「第百十五條の四」に改める。
第百二十七條第二項中「第九條第二項」を「第五十条の二第二項」に改める。
第百三十二條第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号中「第二十七條各号」を「第五十四條各号」に改め、同号を同条第六号とする。
第百三十三條に次の一項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めたる者に対し、介護予防ササビス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときにあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者の数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。
第百三十三條の次に次の一項を加える。

(衛生管理等)

第百三十三條の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第百三十五條第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十四条」を「第五十一条の三」に改め、同項第五号中「第三

十五條第二項」を「第五十四條の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十七條第二項」を「第五十四條の十第二項」に改める。

第二百二十六條中「第七條、第十條から第十四條まで、第十六條、第十七條、第二十二條、第二十三條、第二十四條、第三十一條から第三十八條まで、第五十三條、第九十八條、第九十九條及び第一百條」を「第四十九條の二、第五十條の三から第五十條の七まで、第五十條の九、第五十條の十、第五十條の十三、第五十一條の二、第五十一條の三、第五十三條、第五十四條の四から第五十四條の十一まで、第百十五條の二及び第百十五條の四」に、「第三十一條中「第二十七條」を「第五十四條の四第一項中「第五十四條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九十八條第三項及び第百條中「介護予防通所介護従業者」を「第百十五條の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第百四十五條中「第七條」を「第四十九條の二」に改める。

第百四十七條第一項第二号イ及びロ中「第百條」を「第百十五條の四」に改める。

第百五十二條中「第百三十四條」を「第百三十三條の二」に、「第九十八條」を「第百十五條の二」に改める。

第百五十八條（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、「指定介護予防通所介護事業所」を削り、「をいう。」の下に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四條第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）を加える。

第百五十九條第四項、第百六十一條第一項ただし書及び第百六十二條（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第百六十三條中「第十條から第十四條まで、第十七條、第二十條、第二十二條、第二十四條、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條（第五項及び第六項を除く。）、第三十六條から第三十八條まで、第四十四條、第五十三條、第九十八條、第百條、第百一條、第百二十三條、第百二十七條、第百二十八條、百二十九條（第一項を除く。）及び百三十條から百三十五條まで並びに」を「第五十條の三から第五十條の七まで、第五十條の十、第五十條の十三、第五十一條の二、第五十一條の三、第五十三條、第五十四條の四から第五十四條の七まで、第五十四條の八（第五項及び第六項を除く。）、第五十四條の九から第五十四條の十一まで、第五十八條の二、第百十五條の二及び第

百十五條の四並びに第一節（第百二十四條から第百二十六條まで、第百二十九條第一項及び第百三十六條を除く。）及び」に改め、同条後段中「第二十條」を「第五十條の十三第一項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十二條」を「第五十一條の二」に、「第三十一條中「第二十七條」を「第五十四條の四第一項中「第五十四條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九十八條第三項中「介護予防通所介護従業者」を「第百十五條の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改め、「前項」との下に「第百三十三條第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」とを加える。

第百六十六條第二項中「平方メートル」の下に「以上」を加える。

第百七十七條第六号中「第二十七條各号」を「第五十四條各号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第百七十二條第二項第二号中「第二十條第二項」を「第五十條の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十四條」を「第五十一條の三」に改め、同項第五号中「第三十五條第二項」を「第五十四條の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十七條第二項」を「第五十四條の十第二項」に改める。

第百七十三條中「第十條から第十四條まで、第十六條、第十七條、第二十條、第二十二條、第二十四條、第三十一條、第三十二條、第三十四條から第三十八條まで、第五十三條、第九十八條、第百條」を「第五十條の三から第五十條の七まで、第五十條の九、第五十條の十、第五十條の十三、第五十一條の二、第五十一條の三、第五十三條、第五十四條の四、第五十四條の五、第五十四條の七から第五十四條の十一まで、第百十五條の二、第百十五條の四」に改め、同条後段中「第三十一條中「第二十七條」を「第五十四條の四第一項中「第五十四條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九十八條第三項中「介護予防通所介護従業者」を「第百十五條の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に、「第百二十七條」を「第百二十七條第一項」に改める。

第百八十三條第二項中「第百九十條第一項」を「第百九十條」に改める。

第百八十八條中「第九十八條」を「第百十五條の二」に改める。

第百九十四條第三項を削る。

第百九十五條第一項第二号イ中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第一条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三

又はその端数を増すことに一及び利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第二項第二号イ中「利用者のうち認定省令第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者及び」を削り、「利用者の数」の下に「及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数」を加え、「並びに利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すことに一以上」を削る。

第百九十七條第四項中「第九條第二項」を「第五十條の二第二項」に改める。

第百九十九條を次のように改める。

第百九十九條 削除

第百三十三條第八号中「第二十七條各号」を「第五十四條各号」に、「第五号」を「第六号」に改める。

第百二十七條第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「第二十四條」を「第五十一條の三」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第三十五條第二項」を「第五十四條の八第二項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第三十七條第二項」を「第五十四條の十第二項」に改め、同号を同項第七号とする。

第百二十八條中「第十二條、第十三條、第二十二條、第二十四條、第三十一條から第三十八條まで、第四十四條、第五十二條、第五十三條、第一百條及び第一百一條」を「第五十條の五、第五十條の六、第五十一條の二から第五十三條まで、第五十四條の四から第五十四條の十一まで、第五十八條の二、第九十五條の四及び第九十三條の二」に改め、同条後段中「第三十一條中「第二十七條」とあるのは「第二百三條」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」とを削り、「第五十二條」の下に「及び第五十四條の四第一項」を加え、「読み替える」を「同項中「第五十四條」とあるのは「第二百三條」と読み替える」に改める。

第百二十六條中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第百二十條第四項中「第九條第二項」を「第五十條の二第二項」に改める。

第百二十二條第二項中「指定介護予防サービス事業者又は」を「指定居宅サービス事業者（法第四十一條第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、「指定介護予防サービス事業者若しくは」に改め、「をいう。」の下に「又は法第百十五條の四十五の三第一項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）」を加え、同条第三項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護（指定居宅サービス

等基準条例第五条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、「指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第九十一條に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」に改め、「指定介護予防通所介護」を削り、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の下に「並びに法第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号口に規定する第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）に係るサービス」を加え、同条第四項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス
- 二 指定通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス

三 指定介護予防訪問看護

第百二十三條第二項第四号中「第二十四條」を「第五十一條の三」に改め、同項第五号中「第三十五條第二項」を「第五十四條の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十七條第二項」を「第五十四條の十第二項」に改め、同項第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第百二十四條中「第十二條、第十三條、第二十二條、第二十四條、第三十一條から第三十八條まで、第四十四條、第五十二條、第五十三條、第一百條、第一百一條、第九十八條」を「第五十條の五、第五十條の六、第五十一條の二から第五十三條まで、第五十四條の四から第五十四條の十一まで、第五十八條の二、第九十五條の四、第九十三條の二、第九十八條、第一百條」に改め、「第三十一條中「第二十七條」を「第五十二條中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第五十四條の四第一項中「第五十四條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第三十三條」を「第五十四條の六」に、「指定介護予防訪問看護事業所」を「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「第五十二條中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」とを削る。

第百二十七條中「及びその」を「及び」に、「第八條の二第十二項」を「第八條の二十項」に改める。

第百三十一條第二号中「第二十七條各号」を「第五十四條各号」に、「及び第六

号」を、「第六号及び第七号」に改める。

第二百三十二条の見出し中「確保」の下に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得維持及び向上に努めさせなければならない。

第二百三十六条第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十条の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十四条」を「第五十一条の三」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十七条第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第二百三十七条中「第七条、第九条から第二十号まで、第二十二号、第二十四条、第三十二号から第三十八号まで、第五十三号並びに第九十八号第一項及び第二項」を「第四十九条の二、第五十条の二から第五十条の十三まで、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三号、第五十四条の五から第五十四条の十一まで並びに第一百五十五条の二第一項及び第二項」に改め、同条後段中「第九条中「第二十七号」を「第五十条の二第一項中「第五十四条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十一条」を「第五十条の四」に、「第十五号第二項」を「第五十条の八第二項」に、「第十九号」を「第五十条の十二」に、「第二十号」を「第五十条の十三第一項」に、「第二十二号」を「第五十一条の二」に、「第九十八号第二項」を「第一百五十五条の二第二項」に改める。

第二百四十一条中「第九条から第十五号まで、第十七号から第二十号まで、第二十二号、第二十四条、第三十二号から第三十四号まで、第三十五号（第五項及び第六項を除く）、第三十六号から第三十八号まで、第五十三号並びに第九十八号第一項及び第二項」を「第五十条の二から第五十条の八まで、第五十条の十から第五十条の十三まで、第五十一条の二、第五十一条の三、第五十三号、第五十四条の五から第五十四条の七まで、第五十四条の八（第五項及び第六項を除く）、第五十四条の九から第五十四条の十一まで、第五十八条の二並びに第一百五十五条の二第一項及び第二項」に改め、同条後段中「第九条中「第二十七号」を「第五十条の二第一項中「第五十四条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十一条」を「第五十条の四」に、「第十五号第二項」を「第五十条の八第二項」に、「第十九号」を「第五十条の十二」に、「第二十号」を「第五十条の十三第一項」の十二」に、「第二十号」を「第五十条の十三第一項」に、「指定介護予防訪問介護

を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十二号」を「第五十一条の二」に、「第九十八号第二項」を「第一百五十五条の二第二項」に改める。

第二百四十二条中「及びその」を「及び」に、「第八条の二第十三項」を「第八条の二第二十一項」に改める。

第二百四十八条第二項第三号中「第二十四条」を「第五十一条の三」に改め、同項第四号中「第三十五条第二項」を「第五十四条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十七号第二項」を「第五十四条の十第二項」に改める。

第二百四十九条中「第七条、第九条から第十五号まで、第十七号から第十九号まで、第二十四号、第三十号、第三十二号から第三十八号まで、第五十三号、第九十八号第一項及び第二項」を「第四十九条の二、第五十条の二から第五十条の八まで、第五十条の十から第五十条の十二まで、第五十一条の三、第五十三号、第五十四条の三、第五十四条の五から第五十四条の十一まで、第一百五十五条の二第一項及び第二項」に改め、同条後段中「第九条中「第二十七号」を「第五十条の二第一項中「第五十四条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十一条」を「第五十条の四」に、「第十五号第二項」を「第五十条の八第二項」に、「第十九号」を「第五十条の十二」に、「第二十二号」を「第五十条の十三第一項中「第五十四条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、同条第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第一百五十五条の二第二項」に、「第二百三十二条及び」を「第二百三十二条第一項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、」に、「福祉用具」を「福祉用具」に、「特定介護予防福祉用具」を「特定介護予防福祉用具」に、「第二百三十五条」を「第二百三十五条第一項」に改める。

附則第六項中「認定省令」を「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）」に改める。

（岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第七条 岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項及び第七項中「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

第七條第四項第一号中「規定する」を「掲げる」に改める。
 (岐阜県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第八條 岐阜県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十六年岐阜県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第十五条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第十六条第二項第六号中「医師の」を「医師等の」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)(第二十四条第一項の訪問介護計画をいう。)(等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めること。)

第十六条第三項中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第三十二条第二項第一号中「第十六条第二項第三号」を「第十六条第二項第四号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 第五条の規定による改正後の岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(附則第六項及び附則第七項において「新介護予防サービス等基準条例」という。)(第六条第五項の規定は、平成二十七年四月一日か

ら適用する。

3 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第四号。以下「改正省令」という。)(附則第二条に規定する旧指定介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)(又は旧基準該当介護予防訪問介護(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)(については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

一 第四条の規定による改正前の岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。)(第六条第二項及び第五項、第八条第二項、第四十一条第三項並びに第四十三条第二項の規定

二 第六条の規定による改正前の岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「旧介護予防サービス等基準条例」という。)(第二章の規定

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第六条第二項及び第六項並びに第八条第二項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)(第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)(に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第二項	指定訪問介護事業者(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十七号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)(第六条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)(法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)(に係る指定事業者

<p>指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第五条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業 及び指定訪問介護 指定訪問介護事業者 指定訪問介護の事業 指定居宅サービス等基準条例第六条第一項から第四項までに規定する 指定訪問介護事業者 指定訪問介護の事業 指定居宅サービス等基準条例第八条第一項に規定する</p>	<p>当該第一号訪問事業 又は当該第一号訪問事業 第二項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者 当該第一号訪問事業 市町村の定める当該第一号訪問事業の 当該第一号訪問事業 市町村の定める当該第一号訪問事業の</p>								
<p>5 附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第四十三條第三項及び第四十五條第二項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と法第百十五條の四十五條第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="202 185 459 376"> <p>第四十三條第三項</p> </td> <td data-bbox="202 376 459 1070"> <p>基準該当訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第四十一條第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。)の事業</p> </td> <td data-bbox="459 185 794 376"> <p>法第百十五條の四十五條第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)</p> </td> <td data-bbox="459 376 794 1070"> <p>市町村の定める当該第一号訪問事業の</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="153 185 202 376"> <p>第四十五條第二項</p> </td> <td data-bbox="153 376 202 1070"> <p>同項及び同條第一項に規定する</p> </td> <td data-bbox="153 185 202 1070"> <p>第四十三條第三項に規定する第一</p> </td> <td data-bbox="153 376 202 1070"> <p>業の</p> </td> </tr> </table>	<p>第四十三條第三項</p>	<p>基準該当訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第四十一條第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。)の事業</p>	<p>法第百十五條の四十五條第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)</p>	<p>市町村の定める当該第一号訪問事業の</p>	<p>第四十五條第二項</p>	<p>同項及び同條第一項に規定する</p>	<p>第四十三條第三項に規定する第一</p>	<p>業の</p>	<p>項 指定居宅サービス等基準条例第四十三條第一項に規定する 市町村の定める当該第一号訪問事業の</p> <p>8 改正省令附則第四条に規定する旧指定介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所介護」という。)又は旧基準該当介護予防通所介護(以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。)については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。</p> <p>一 第三条の規定による改正前の岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第四十五條第十一項の規定</p> <p>二 旧指定居宅サービス等基準条例第九十二條第一項第三号及び第七項、第九十三條第四項、第九十二條第一項第三号及び第六項並びに第九十二條第四項の規定</p> <p>三 旧介護予防サービス等基準条例第七條(第九十三條において準用する場合に限る。)、第九條から第十五條まで(第九十三條及び第九十條において準用する場合に限る。)、第十六條(第九十三條において準用する場合に限る。)、第十七條(第九十三條及び第九十條において準用する場合に限る。)、第十八條(第九十三條及び第九十條において準用する場合に限る。)、第二十條(第九十三條及び第九十條において準用する場合に限る。)、第二十二條(第九十三條及び第九十條において準用する場合に限る。)、第二十四條(第九十三條及び第九十條において準用する場合に限る。)、第二十五條(第九十三條及び第九十條において準用する場合に限る。)、第三十一條から第三十四條まで(第九十三條及び第九十條において準用する場合に限る。)、第三十五條第一項から第四項まで(第九十三條及び第九十條において準用する場合に限る。)、第三十五條第五項及び第六項(第九十三條において準用する場合に限る。)、第三十六條(第九十三條及び第九十條において準用する場合に限る。)、第三十八條(第九十三條及び第九十條において準用する場合に限る。)、第四十四條(第九十條において準用する場合に限る。)、第七章、第百五十八條、第百五十九條第四項、第百六十一條第一項並びに第</p>
<p>第四十三條第三項</p>	<p>基準該当訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第四十一條第一項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。)の事業</p>	<p>法第百十五條の四十五條第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)</p>	<p>市町村の定める当該第一号訪問事業の</p>						
<p>第四十五條第二項</p>	<p>同項及び同條第一項に規定する</p>	<p>第四十三條第三項に規定する第一</p>	<p>業の</p>						

百六十二条の規定

9 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第九十四条第一項第三号及び第七項並びに第九十五条第五項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十四条第一項第三号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）	法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業（前条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
第九十四条第七項	指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第九十一条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業 又は指定通所介護 指定通所介護事業者	又は当該第一号通所事業 第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者
第九十五条第五項	指定通所介護の事業 指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項から第六項までに規定する 指定通所介護事業者 指定居宅サービス等基準条例第九十三条第一項から第三項までに規定する	第九十四条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者 当該第一号通所事業 市町村の定める当該第一号通所事業の

10 附則第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第八十一条第三号及び第六項並びに第九十九条第四項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九十九条第四項	指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項から第三項までに規定する 指定通所介護の事業	第九十九条第一項第三号に規定する第一号通所事業
第九十八条第六項	指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項から第五項までに規定する 指定通所介護の事業	市町村の定める当該第一号通所事業
第九十八条第一項第三号	指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第九十二条第一項に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業 又は基準該当通所介護	又は当該第一号通所事業 第一項第三号に規定する第一号通所事業

11 改正省令附則第六条に規定する者に係る第六条の規定による改正後の岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（次項において「新介護予防サービス等基準条例」という。）第二百二十二条第二項の規定の適用については、同項中「指定事業者」とあるのは、「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた

者を含む。」とする。

12 新介護予防サービス等基準条例第二百二十二条第二項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。」、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十七号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一岐阜県精神保健福祉センターの項の次に次のように加える。

岐阜県発達障害者支援センター	岐阜市	発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第十四条第一項各号に掲げる業務を行うための施設
----------------	-----	--

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第十八号

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の下に「助言その他の」を加える。

第五十五条の八の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「以下同じ。」が「を」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が「に改め、指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項）の下に「又は第七十一条第一項」を加え、「以下同じ。」を基準該当児童発達支援事業所を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所」に、「当該指定小規模多機能

型居宅介護事業所」を、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第一号中「第六十三条第一項」の下に「又は第七十一条第一項」を加え、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「二十五人」を、「二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）」に改め、同条第二号中「十五人」の下に「（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第五十五条の八第三号中「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第七十五条第二項第一号」を加え、同条第四号中「第六十三条」の下に「又は第七十一条」を加える。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条 削除

第六十五条中「第十三条から」を「第八条、第十三条から」に、「第四十四条中」を「第四十四条第一項中」に改める。

第六十七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 嘱託医 一以上

二 看護師 一以上

三 児童指導員又は保育士 一以上

四 機能訓練担当職員 一以上

五 児童発達支援管理責任者 一以上
第六十八条を次のように改める。

第六十八条 削除

第七十条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

第七十二条中「第十三条から」を「第八条、第九条、第十三条から」に改め、「第三十七条まで、第三十九条から」、「及び第六十四条」及び「第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十二条において準用する第六十四条」とを削り、「第六十四条第二号」を「第三十八条第六号」に改め、「第六十四条第二号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」とを削る。

第七十二条の三の次に次の一条を加える。

（利用定員）

第七十二条の三の二 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

第七十二条の四中「第三十七条まで、第三十九条から」、「第六十四条」及び「第七十条」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項」とあるのは「いう。第七十二条の四において準用する第三十八条第六号」と、第二十三條第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第七十二条の四において準用する第七十一条第二項及び第三項」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 削除

第八十条中「第十三条から」を「第八条、第十三条から」に改め、「この場合において」の下に「、第八条中「ただし」とあるのは「ただし、第七十四条第一項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」とを加え、「第四十四条中」を「第四十四条第一項中」に改める。

第八十一条第二項中「第六十七条第三項」を「第六十七条第四項」に改める。

第八十三条第五項中「の厚生労働大臣が定めるもの」を「に規定する厚生労働大臣が

定める地域」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第十九号

岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第七項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に改める。

第九十三条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「以下同じ。」が「第六十六条第一号において同じ。」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第六十六条第一号において同じ。)が「に改め、指定小規模多機能型居宅介護をいう」の下に、「第六十六条第一号において同じ。」又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第六十六条第一号において同じ)を、「通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項)の下に「又は第百七十一条第一項」を加え、「以下同じ。」を基準該当生活介護事業所」を、「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第一号中「第六十三条第一項」の下に「又は第百七十一条第一

項」を加え、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「二十五人」を「二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。))にあつては、十八人」に改め、同条第二号中「十五人」の下に「(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十二人)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第九十三条第三号中「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第百七十五条第二項第一号」を加え、同条第四号中「第六十三条」の下に「又は第百七十一条」を加える。

第六十六条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を加え、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「対して指定小規模多機能型居宅介護」の下に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を、「第六十三条第五項」の下に「又は第百七十一条第六項」を加え、同条第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「九人」の下に「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第二号八」の下に「又は第百七十五条第二項第二号八」を加える。

附則第三項及び第四項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十号

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県子育て支援対策臨時特例基金条例(平成二十一年岐阜県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県公契約条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十一号

岐阜県公契約条例

(目的)

第一条 この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的事項を定めることにより、その制度の適切な運用を図り、もって事業者等の経営の安定及び公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保等の労働環境の整備、障がい者等の就業機会の確保その他の社会的責任を果たすための取組の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公契約 県が発注する工事又は製造その他についての請負の契約をいう。

二 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。

三 下請負人 事業者その他県以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者という。

四 事業者等 事業者及び下請負人をいう。

(基本理念)

第三条 公契約は、その履行により提供されるサービス等が県民生活の水準の維持及び向上に重要な意義を有することに鑑み、そのサービス等の質を確保するとともに、事業者等の経営の安定によりその業務の担い手となる人材の確保及び育成のための適正な労働条件の確保等の労働環境の整備、障がい者等の就業機会の確保その他の社会的責任を果たすための取組が促進されるよう、県及び事業者等がそれぞれの役割を果たすことを旨として締結され、及び履行されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、事業者等による労働環境の整備その他の社会的責任を果たすための取組が促進されるよう、適切な公契約の締結及び公契約の適正な履行の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者等の責務)

第五条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者としての社会的責任を自覚し、契約を適正に履行するとともに、県が行う公契約に関する制度の適切な運用を図るための取組に協力するよう努めなければならない。

(適切な公契約の締結)

第六条 県は、経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額での公契約の締結を防止するとともに、価格以外の多様な要素をも考慮することにより、総合的に優れた内容の公契約を締結するよう努めなければならない。

(適切な価格の積算)

第七条 県は、予定価格を定めるに当たっては、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務その他の取引価格等を考慮して積算するものとする。

2 事業者は、申込みに係る価格の算出に当たっては、公契約の内容に適合した履行が確保できるよう、労務費その他の経費を適切に積算するよう努めなければならない。

(発注の平準化等)

第八条 県は、事業者等による計画的な雇用の確保に配慮し、公契約の性質又は目的に応じて、特定の時期に集中しないよう計画的に発注を行うとともに、適切な契約期間を設定するよう努めなければならない。

(県内事業者の受注機会の確保)

第九条 県は、予算の適正な使用に留意しつつ、地域経済の健全な発展に配慮し、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会を確保するよう努めなければならない。

2 事業者等は、下請負人を選定するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、県内に事務所又は事業所を有する者を活用するよう努めなければならない。

(下請負人との契約)

第十条 事業者等は、建設業法(昭和二十四年法律第百号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第百二十号)その他関係法令を遵守するとともに、労務費その他の経費の内訳を明らかにした見積りを基に、下請負人との対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めなければならない。

(意見聴取等)

第十一条 県は、公契約に関する制度の適切な運用を図るための措置を講ずるに当たっては、必要に応じ、学識経験者、事業者その他関係団体の意見の聴取等を行うものとする。

(実施状況の公表等)

第十二条 県は、公契約に関する制度の適切な運用を図るために講じた措置の状況を公表するとともに、市町村に対し、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(指定管理者の選定等)

第十三条 県は、公の施設の管理を指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。)に行わせようとするときは、この条例の趣旨を踏まえ、その選定等を行うものとする。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十二号

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一十二の表一の項第二号ツからナまでを削り、同号に次のように加える。

ツ 低真空電子顕微鏡	表面観察(一か所一枚の写真撮影を含む。)	一件につき	三、八〇〇
	EDX分析(定性分析)	一件につき	三、八一〇円に面分析一件ごとに一、二八〇円を加えた額

別表第一十二の表一の項第三号ニを削る。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十三号

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例(昭和三十三年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表かんがい排水事業の部保全合理化型の項中「保全合理化型」の下に「施設整備事業に限る。」を加え、同表経営体育成基盤整備事業の部中

百分の二十一・五

百分の二

十二・五

を

ただし、急傾斜地帯又は中山間地域において行うものについては、百分の十七・五に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十四号

岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

岐阜県森林整備加速化・林業再生基金条例(平成二十一年岐阜県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年六月三十日」を「平成四十一年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十五号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一三の表一の三の項を削り、同表一の二の項中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同項を同表一の三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

一の二 法第五条第二項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付	二級建築士木造建築士免許証再交付手数料	一件につき	五、九
--	---------------------	-------	-----

別表第二十七の表の次に次の一表を加える。
十七の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関する事務

事務の内容	手数料の名称	単位	額(円)
マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第百五条第一項に規定する要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に係る制限の特例の許可の申請に対する審査	建替えマンション容積率制限特例許可申請手数料	一件につき	一六、

別表第一十八の二の表一の項第一号中「登録住宅性能評価機関」の下に「(以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。)」を加え、同項第二号中「1」の下に「及び2」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次のように加える。

2 登録住宅性能評価機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書(知事が定めるものに限る。以下この表において「設計住宅性能評価書」という。)を添付する場合		イ 一戸建ての住宅	
一棟の戸数が五以下のもの	一戸につき	六二、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	二二、〇〇〇
一棟の戸数が五を超え十以下のもの	一戸につき	九五、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	一七四、〇〇〇円
一棟の戸数が十を超え二十五以下のもの	一戸につき	同一の建築物に	一七四、〇〇〇円

2 登録住宅性	イ 一戸建ての住宅	一戸に	一一、〇〇〇	別表第二十八の二の表二の項第一号中「住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する」を削り、同項第二号中「1」の下に「及び2」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次のように加える。				合							
				下のもの	一棟の戸数が二十五を超え五十以下のもの	一戸につき	二九四、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	一棟の戸数が五十を超え百以下のもの	一戸につき	四四九、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	一棟の戸数が百を超え二百以下のもの	一戸につき	八一一、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	一棟の戸数が二百を超え三百以下のもの	一戸につき
				能評価機関が交付する設計住宅性能評価書を添付する場合				□ 一戸建ての住宅以外の住宅							
				一棟の戸数が二十五を超え五十以下のもの	一戸につき	一四七、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	一棟の戸数が五十を超え百以下のもの	一戸につき	二二四、五〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	一棟の戸数が百を超え二百以下のもの	一戸につき	四〇五、五〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	一棟の戸数が二百を超え三百以下のもの	一戸につき	五五二、〇〇〇円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

一棟の戸数が三百を超えるもの	一戸につき	六六七、〇〇〇円
を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額		

別表第二一の項第四号中「財団法人建築技術教育普及センター（昭和五十七年九月十日に財団法人建築技術教育普及センターという名称で設立された法人をいう）」を「公益財団法人建築技術教育普及センター」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一三の表の改正規定は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

岐阜県宅地建物取引業審議会設置条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十六号

岐阜県宅地建物取引業審議会設置条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(岐阜県宅地建物取引業審議会設置条例の一部改正)

第一条 岐阜県宅地建物取引業審議会設置条例（昭和四十八年岐阜県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

(岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一五の表一の項中「規定する宅地建物取引主任者資格試験」を「規定する宅地建物取引士資格試験」に、「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に改め、同表三の項中「宅地建物取引主任者資格登録簿への

を「宅地建物取引士資格登録簿への」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料」を「宅地建物取引士資格登録簿登録手数料」に改め、同表四の項中「宅地建物取引主任者資格の」を「宅地建物取引士資格の」に、「宅地建物取引主任者資格登録移転申請手数料」を「宅地建物取引士資格登録移転申請手数料」に改め、同表五の項中「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に、「宅地建物取引主任者証交付申請手数料」を「宅地建物取引士証交付申請手数料」に改め、同表六の項中「宅地建物取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に、「宅地建物取引主任者証有効期間更新申請手数料」を「宅地建物取引士証有効期間更新申請手数料」に改め、同表七の項中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改め、同項を同表八の項とし、同表六の項の次に次のように加える。

七 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十一年建設省令第十二号）第十四条の十五第一項に規定する宅地建物取引士証の再交付の申請に対する審査	宅地建物取引士証再交付申請手数料	一通につき	四、五
--	------------------	-------	-----

別表第二二の項中「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に、「財団法人不動産適正取引推進機構（昭和五十九年四月十二日に財団法人不動産適正取引推進機構という名称で設立された法人をいう）」を「一般財団法人不動産適正取引推進機構」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県建築基準条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十七号

岐阜県建築基準条例及び岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
(岐阜県建築基準条例の一部改正)

第一条 岐阜県建築基準条例(平成八年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「準耐火建築物」を「耐火建築物等(耐火建築物、準耐火建築物、法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間が四十五分未満である特定避難時間倒壊等防止建築物を除く。))」に改め、「規定により」の下に「耐火建築物又は」を、「みなされた建築物」の下に「をいう。以下同じ。」を加える。

第二十一条中「準耐火建築物及び法第八十六条の四第一項の規定により準耐火建築物とみなされた建築物」を「耐火建築物等」に改める。

第三十一条第一項中「設計者」の下に「設計図書に記載された認定建築材料等(型式適合認定に係る型式の建築材料若しくは建築物の部分、構造方法等の認定に係る構造方法を用いる建築物の部分若しくは建築材料又は特殊構造方法等認定に係る特殊の構造方法を用いる建築物の部分若しくは特殊の建築材料をいう。以下同じ。))」の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者」を加え、「においては」を「設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した場合を除く。」においては「に改める。

(岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「次の各号に掲げる」を「別表第一一の表三の項及び四の項に規定する」に、「当該各号に掲げる」を「同表備考第二号又は第三号の」に改め、同項各号を削る。

別表第一一の表一の項第一号備考を次のように改める。

備考 申請に係る計画に法第八十七条の二に規定する昇降機が含まれている場合は、当該昇降機一基につき建築設備加算額を加算する。

別表第一一の表一の項中「第六条第五項、法第六条の二第三項」を「第六条の二第三項」に改め、同表五の項中「第七条の六第一項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「第十八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第一号若しくは第二

号」に、「承認の」を「認定の」に、「建築物等仮使用承認申請手数料」を「建築物等仮使用認定申請手数料」に改め、同表二十七の項の次に次のように加える。

二十七の二 法第六十条の三第一項ただし書に規定する特定用途誘導地区内における建築物の高さに係る制限の特例の許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区内建築物高さ制限特例許可申請手数料	一件につき	一六〇、〇
--	---------------------------	-------	-------

別表第一一の表二十八の項中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の二第三項第二号」に改め、同表二十九の項中「第六十七条の二第五項第二号」を「第六十七条の三第五項第二号」に改め、同表三十の項中「第六十七条の二第九項第二号」を「第六十七条の三第九項第二号」に改める。

別表第一十八の表を削り、十七の二の表を十八の表とする。

別表第一十八の二の表備考第三号を削る。

別表第一十八の三の表備考中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第二条中岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一一の表二十七の項の次に一項を加える改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

岐阜県教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十八号

岐阜県教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十一条第五項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第二条 教育長は、次に掲げる場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- 一 県の教育行政の運営上役員その他の地位に就くことが特に必要と認められる団体の役員その他の地位に就き、その事務を行う場合
- 二 その他他人事委員会規則で定める場合

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行し、同日以後に任命される教育長について適用する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（岐阜県各種委員等給与条例の一部改正）

第一条 岐阜県各種委員等給与条例（昭和二十三年岐阜県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

（岐阜県職員定数条例の一部改正）

第二条 岐阜県職員定数条例（昭和二十四年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び教育長」を削る。

（岐阜県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正）

第三条 岐阜県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和三十三年岐阜県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第六号中「第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同項第十号中「第百十一条」を「第百九条」に改め、同項中第二十三号を第二十四号とし、第十一号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長

第一条第四項第二号イ中「第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同号中リを又とし、ホからチまでをへからりまでとし、二の次に次のように加える。

ホ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長

（岐阜県職員等旅費条例の一部改正）

第四条 岐阜県職員等旅費条例（昭和三十三年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「同法」を削り、「第二十六条」を「第二十五条」に改める。

（岐阜県教育委員会委員定数条例の一部改正）

第五条 岐阜県教育委員会委員定数条例（平成十一年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「六人」を「五人」に改める。

（岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第六条 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成十一年岐阜県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「八十万円」を「八十五万円」に改め、同条を第一条とする。

第三条第二項中「(教育長を除く。以下同じ。)」を削り、同条を第二条とする。

第四条第一項中「教育委員会の委員たる」を「教育長たる」に、「教育委員会の委員を罷免され、同法第十六条第四項の規定により教育長の職を失った」を「教育長を罷免された」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条中「勤務条件」の下に「について」を加え、同条に次のただし書を加え、同条を第七条とする。

ただし、任命権者の権限は、教育委員会が行うものとする。

(岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第七条 岐阜県教育委員会の職務権限の特例に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第三号)の一部を次のように改正する。

本則中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(岐阜県各種委員等給与条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により在職する教育長(以下「旧教育長」という。)については、第一条の規定による改正前の岐阜県各種委員等給与条例第三条第二項の規定は、なおその効力を有する。

(岐阜県職員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

3 旧教育長については、第二条の規定による改正後の岐阜県職員定数条例第一条の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の岐阜県職員定数条例第一条の規定は、なおその効力を有する。

(岐阜県職員等旅費条例の一部改正に伴う経過措置)

4 旧教育長に係る第四条の規定による改正後の岐阜県職員等旅費条例第二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するもの

とされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」と、「第二十五条」とあるのは「第二十六条」とする。

(岐阜県教育委員会委員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

5 旧教育長が在職する間の教育委員会の委員の定数については、第五条の規定による改正後の岐阜県教育委員会委員定数条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。(岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 旧教育長については、第六条の規定による改正後の岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第一条から第三条まで及び第七条の規定は適用せず、第六条の規定による改正前の岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第二条から第四条まで及び第八条の規定は、なおその効力を有する。

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一七の表十二の項第一号八中「四、六〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、四〇〇円」に改め、同項第二号イ中「一、八〇〇円」を「一、七五〇円」に改め、同号ロ中「一、九〇〇円」を「一、八五〇円」に改め、同号ハ中「三、〇五〇円」を「三、九五〇円」に、「三、一〇〇円」に改め、同項第三号ハ中「三、〇五〇円」を「二、九五〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同項第四号イ中「一、九〇〇円」を「一、八五〇円」に改め、同項第五号ハ中「四、六〇〇円」を「四、五五〇円」に改め、同項第六号ハ中「三、〇〇〇円」を「二、八五〇円」に、「四、五五〇円」を「四、四〇〇円」に改め、同表十三の項第一号中「三、八五〇円」を「三、六五〇円」に、「六、九五〇円」を「六、六五〇円」に改め、同項第二号中「四、〇五〇円」を「三、八五〇円」に、「四、九〇〇円」を「四、七五〇円」に改め、同表十四の項中「一、五五〇円」を「一、四五〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、〇〇〇円」に改め、同表十六の項中「三、六

円」を「二、八五〇円」に、「九五〇円」を「九〇〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、一〇〇円」に、「三、〇五〇円」を「三、一五〇円」に改め、同表備考第二号中「中型自動車免許に係るもの」にあつては「一〇〇円」を「中型自動車免許に係るもの」にあつては「二五〇円」に、「」に係るもの」にあつては「一〇〇円」を「」及び「」に、「五〇〇円」を「一〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一七の表二十九の項第十三号の次に一号を加える改正規定は、平成二十七年六月一日から施行する。

岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十一号

岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例

(岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第一条 岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年岐阜県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の各号」を削り、同項第三号中「又は児童福祉法」を「児童福祉法」に改め、「保育所」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

(岐阜県地震防災対策推進条例の一部改正)

第二条 岐阜県地震防災対策推進条例(平成十七年岐阜県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「及び児童福祉法」を「児童福祉法」に、「第七条」を「第三十九条第一項」に改め、「保育所」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定す

る幼保連携型認定こども園」を加える。

(岐阜県家庭教育支援条例の一部改正)

第三条 岐阜県家庭教育支援条例(平成二十六年岐阜県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第七条第一項」を「第二条第六項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十二号

岐阜県暴力団排除条例の一部を改正する条例

岐阜県暴力団排除条例(平成二十二年岐阜県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第七号中「少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)第十六条」を「少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)第三条」に改める。

附 則

この条例は、少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)の施行の日から施行する。

平成二十七年三月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社